

れい わ ねん ど だい かい よこはまししょうがいしゃしきくけんとうぶかいしだい  
令和 5 年度 第 2 回 横浜市 障害者 施策 検討 部会 次第

れい わ ねん がつ にち きん  
令和 5 年 11 月 24 日 (金)

ご ご じ じ  
午後 3 時 ~ 5 時

ば しょ よこはまし し ちょうしゃ かい  
場所 横浜市 市 庁舎 18 階 みなと 1・2・3 会議室

1 かい かい  
開会

しょうがいふくしほけんぶちょう  
2 障害 福祉 保健 部長 あいさつ

ぎだい  
3 議題

だい き よこはまししょうがいしゃ ちゅうかんみなお かか しみんいけんぼしゅう  
第 4 期 横浜市 障害者 プランの 中間 見直しに係る 市民 意見 募集の  
じっしけっか そくほう  
実施 結果 (速報) について

ほうこくじこう  
4 報告 事項

ぼうさい げんさい かか とりくみ  
防災・減災に係る 取組 について

た  
5 その他

はいふしりょういちらん  
【配付 資料 一覧】

しりょう だい き よこはまししょうがいしゃ ちゅうかん みなお かか しみん  
資料 1 第 4 期 横浜市 障害者 プランの 中間 見直しに係る 市民  
いけんぼしゅう じっしけっか そくほう  
意見 募集の 実施 結果 (速報)

しりょう しょうがいじしゃ たいしょう ふく ぼうさい げんさい かか ほじょ じよせいせいど  
資料 2 障害児者を 対象 に含む 防災・減災に係る 補助・助成 制度  
とう  
等 について

しりょう れい わ ねん ど こべつ ひなんけいかく とりくみ よこはましさいがい じ  
資料 3 令和 5 年度 個別 避難 計画の 取組 について (横浜市 災害時  
ようえんごしゃしえん じぎょう  
要 援護者 支援 事業)

# 令和5 年度第2 回横浜市障害者施策検討部会座席表 (2023/11/21更新)

令和5 年11月24日( 金曜日) 午後3 時~午後5時  
横浜市庁舎みなと1・2・3

傍聴席

事務局

記録席

出入口

高木 企画課長	丸山 医療政策課長	鎌田 地域医療課在宅医療 連携担当課長	高島 障害児福祉保健課長	佐藤 学校教育企画部イン テイクマネジャー	岩松 健康推進課健康づく り担当課長	佐藤 地域福祉保健部担当 部長	君和田 障害福祉保健部長	中村 障害施策推進課長	中村 精神保健福祉課長	今井 障害自立支援課長	工藤 福祉保健課福祉保健 センター担当課長
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出入口

佐藤委員○		鈴木委員
野中委員○		堀内委員
岡村委員○		飯山委員
坂田委員○		安富委員
介助者		須山委員
奈良崎委員○		
	○赤川委員	

要約筆記者

よこはまししょうがいしゃしきくけんとうぶかいいん  
**横浜市障害者施策検討部会委員**

れいわねんがつにち  
 令和6年7月13日まで

おんじゆん  
 (50音順)

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	あかがわ まこと 赤川 真	よこはまし 横浜市グループホーム連絡会 会長
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	よこはま ちてき しょうがいけんれんしせつ きよぎかい ふくかりちよう 横浜知的障害関連施設協議会副会長
3	うちじま じゆんいち 内嶋 順一	しやかいふくしほうじんよこはまししやかいふくしきよぎかいしやうがいしやしえん 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援セン ター 担当理事
4	おかむら まゆみ 岡村 真由美	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしやちいきせいかつしえん 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援 れんごうかい ふくだいひよう 連合会 副代表
5	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしょうがいじしや まも かりけんめい じむ きよくちよう 横浜市心身障害児を守る会連盟 事務局長
6	さとう ひでき 佐藤 秀樹	よこはまししんたいしやうがいしやだんたいれんごうかい りじちよう よこはましじんゆう 横浜市身体障害者団体連合会 理事長(横浜市腎友 会 会長)
7	すずき としひこ 鈴木 敏彦	しゆくとくだいがくふくがくちよう こうとうきよういけんきよめいはつ きよじゆ 淑徳大学副学長・高等教育研究開発センター教授、 ちいきけんけい ちよう 地域連携センター長
8	すやま まさえ 須山 優江	よこはまししんたいしやうがいしやだんたいれんごうかい ふくりじちよう よこはましちゆ 横浜市身体障害者団体連合会 副理事長(横浜市中 うとしつちよう なんちようしききよかい かいちよう 途失聴・難聴者協会 会長)
9	ならざき まゆみ 奈良崎 真弓	ごー かいちよう にじいろでGO! 会長
10	ほりうち てつや 堀内 哲也	ほうじんがたちいきかつどう れんらくかい 法人型地域活動ホーム連絡会
11	のなか ひろみ 野中 裕美	かながわけんりつみつきようようごがっこう こうちよう 神奈川県立三ツ境養護学校 校長
12	やすとみ ひでよ 安富 英世	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしやかぞくれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 ふくりじちよう 副理事長

令和5年度 横浜市障害者施策検討部会事務局名簿

区分	局名	補職名	氏名	
じむきょく事務局	けんこうふくいきょく健康福祉局	けんこうふくいきょくしきよきふくいきほけんがういおたんどうぶちやういりよきまうむがういおたんどうぶち 健康福祉局地域福祉保健部医務担当部長(医療局総務部医務担当部長)	いがらし おしみつ 五十嵐 吉光	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害福祉保健部長	きみわだ たけし 君和田 健	
		けんこうふくいきょくけんこうふくいきほけんがうい 健康福祉局担当理事(こころの健康相談センター長)	しろかわ のりひと 白川 教人	
		ちいきふくいきほけんがうい 地域福祉保健部担当部長	さとう まりよ 佐藤 眞理代	
		けんこうふくいきょくけんこうふくいきほけんがうい 健康推進課健康づくり担当課長	いわまつ みき 岩松 美樹	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課課長	なかつら つよし 中村 剛志	
		せいしんほけんがうい 精神保健福祉課課長	なかわら ひでお 中村 秀夫	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害自立支援課課長	いまい ちほこ 今井 智子	
		しょうがいせいせつ 障害施設サービス課長	みやがわ りきや 宮川 力也	
		きかく かつちやう 企画課長	たかぎ みき 高木 美岐	
	こども青少年局	こども福祉保健部担当部長	まつなが とちみ 松永 朋美	
			たかしま ともこ 高島 友子	
			さとう ゆうこ 佐藤 祐子	
	きやういんかいじむきょく教育委員会事務局	学校教育企画部インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	さとう ゆうこ 佐藤 祐子	
			かない くにあき 金井 国明	
じむちやう事務担当	けんこうふくいきょく健康福祉局	しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課施設調整係長	たなべ こうじ 田辺 興司	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課計画推進担当係長	さかた しのぶ 坂下 新悟	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課指定・システム担当係長	おみやま のぞみ 米山 のぞみ	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課担当係長	さきき よしゆき 佐々木 善行	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課共生社会等推進担当係長	しんかい たかお 新海 隆生	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課相談支援推進係長	わたなべ ひろみ 渡辺 弥美	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課担当係長	おのおの かずよし 大野 和義	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害施策推進課区分認定係長	うめつ あやこ 梅津 亜矢子	
		せいしんほけんがうい 精神保健福祉課精神保健福祉係長	かつつき まさき かつつき 正樹	
		せいしんほけんがうい 精神保健福祉課担当係長	くろくろぎ 久保裕樹	
		せいしんほけんがうい 精神保健福祉課救急医療係長	やまうち わたる 山内 航	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害自立支援課福祉給付係長	しょうじ ゆひろし 正寿 弘	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害自立支援課居宅サービス担当係長	なかにし はやと 中西 勇人	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害自立支援課移動支援係長	ひがし ひろこ 東 宏子	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害自立支援課社会参加推進係長	ふじもり ゆうじ 藤森 祐次	
		しょうがいふくいきほけんがうい 障害自立支援課就労支援係長	うちやま ひろと 内山 博人	
		しょうがいせいせつ 障害施設サービス課施設管理係長	しなだ かずのり 品田 和紀	
		しょうがいせいせつ 障害施設サービス課整備推進担当係長	はたした ようすけ 畑下 陽介	
		しょうがいせいせつ 障害施設サービス課担当係長	ながと やすひろ 長戸 泰弘	
		しょうがいせいせつ 障害施設サービス課地域施設支援係長	さかい けん輔 坂井 良輔	
		しょうがいせいせつ 障害施設サービス課施設等運営支援係長	のぐち けいたろう 野口 慶太郎	
		しょうがいせいせつ 障害施設サービス課共同生活援助担当係長	さとう ひろかず 佐藤 史一	
		けんこうふくいきょく こころの健康相談センター相談援助係長	さかた みずえ 坂田 瑞恵	
		けんこうふくいきょく こころの健康相談センター依存症等対策担当係長	さきき ゆうこ 佐々木 祐子	
		けんこうふくいきょく こころの健康相談センター担当係長	わたなべ まさや 渡邊 雅哉	
		きかく かつちやう 企画課企画係長	つだ けん 津田 善之	
		こども青少年局	障害児福祉保健課担当係長	しまだ けいいち 嶋田 慶一
				すがわら まさのり 菅原 政則
				よこが ともみ 横路 恵美
				はぎわら 昌子 萩原 昌子
	ひろう なおこ 柳 直子			
	たんの 久美 丹野 久美			
	さくらい 寛大 櫻井 寛大			
	きやういんかいじむきょく教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	いとう 亜希 伊藤 亜希	
			いとう 亜希 伊藤 亜希	

かんけいきょく 関係局	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ふくし ほけん か ふくし ほけん たんとうかちょう 福祉保健課福祉保健センター担当課長	くどう けいこ 工藤 恵子
	ふくし ほけん か たんとうかちょう 福祉保健課担当係長	むらた ひろみ 村尾 博美	
	そうむきょく 総務局	ちいきほうさいかたんとうかちょう 地域防災課担当係長	かわむら たかひろ 川村 岳大
	いりょうきょく 医療局	いりょうせいさくかちょう 医療政策課長	まるやま しげお 丸山 重夫
	けんちくきょく 建築局	ちいき いりょうか さいたくいりょう れんけいけんとうかちょう 地域医療課在宅医療連携担当課長	かまた まなぶ 鎌田 学
けんちくきょく 建築局	けんちくほうさいかたんとうかちょう 建築防災課担当係長	おおの こうへい 大野 紘平	
しょうぼうきょく 消防局	よぼう か たんとうかちょう 予防課担当係長	ときえだ みちた 時枝 道太	

第4期横浜市障害者プランの中間見直しに係る  
市民意見募集の実施結果（速報）について

令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする「第4期横浜市障害者プラン」の中間見直しに向け、市民意見募集を実施しましたので、その結果概要について御報告します。

## 1 実施概要

### (1) 実施期間

令和5年9月26日(火)～10月27日(金)

### (2) 資料配布数

リーフレット 4,500部

素案 3,000部

### (3) 周知方法等

#### ア リーフレット及び素案の配布

市役所（市民情報センター）、区役所、障害者地域活動ホーム、障害者団体等

<377か所>

#### イ 市民説明会の開催

・9月17日(日) 11時00分～13時00分 (会場：横浜ラポール)

・9月25日(月) 10時30分～12時30分 (オンライン開催)

#### ウ 障害関係団体への説明 <計6団体>

・横浜市身体障害者団体連合会

・横浜市心身障害児者を守る会連盟

・横浜市精神障害者家族連合会

・横浜市知的障害関連施設協議会

・横浜市障害者地域作業所連絡会

・横浜市精神障害者地域生活支援連合会

#### エ 広報

本市ウェブサイト、広報よこはま8月号への掲載等

## 2 実施結果

### (1) 意見総数

196件(87人・団体)

### (2) 提出方法の内訳

電子メール 51人・団体

FAX 3人・団体

郵送 33人・団体

裏面あり

(3) 意見の内容

さまざまな生活の場面を支えるもの	52件
生活の場面1 住む・暮らす	59件
生活の場面2 安全・安心	13件
生活の場面3 育む・学ぶ	43件
生活の場面4 働く・楽しむ	22件
計画全体に関する御意見等	7件

3 主な意見

(1) 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの<3件>

- ・今後、少子高齢化がさらに加速し、若年層の人材獲得は福祉分野に限らず競争率が高くなるため、若年層だけではなく、中途人材（別分野の退職者）や高齢人材の確保に力をいれてはどうか。
- ・医療的ケア児に対して、災害時に自助の力を高めるような手厚い政策を実施することは賛成ですが、他の障害のある方たちが、災害時に置き去りにされないようにバランスのとれた政策の実施を求める。

(2) 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの<28件>

- ・親は日毎に高齢化していつまで息子の面倒を見れるか不安。グループホームを作っ
- てほしい。
- ・障害児は実質セルフプランのため、適切な量の福祉の利用の判断が難しくなっている現状もあるので、インクルーシブを良い形で進めるためにも相談支援事業所の充実は喫緊。

(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの<113件>

- ・国の動きを見越したうえでの制度・施策の設計や、現場の声を拾う事が望ましいと思われ
- るため、国の基本方針を踏まえて第5期障害者プラン作成にあたって意識していただきたい。
- ・市立肢体不自由特別支援学校に、常勤の看護師を専門職として配置してほしい。

(4) その他（質問・感想等）<37件>

- ・市民意見募集期間が1か月だと短い。もっと多くの市民の声を聞いてほしい。

(5) 集計中<15件>

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和5年 12月 常任委員会（市民意見募集の結果）

※議会基本条例に基づく議決事件に該当するか御判断いただきます。

令和6年 ~1月 原案の検討・作成

2月 常任委員会（原案）

※議決事件に該当する場合、第1回市会定例会に議案を提出します。

3月 計画策定

さまざま せいかつ ぼめん ささ  
 様々な生活の場面を支えるもの..... 1

せいかつ ぼめん す く  
 生活の場面1 住む・暮らす..... 19

せいかつ ぼめん あんぜん あんしん  
 生活の場面2 安全・安心..... 46

せいかつ ぼめん はぐく まな  
 生活の場面3 育む・学ぶ..... 52

せいかつ ぼめん はたら たの  
 生活の場面4 働く・楽しむ..... 68

けいかくぜんたい かん ごいけんとう  
 計画全体に関する御意見等..... 76

- たいおうぶんるい  
 対応分類：① いけん ふ げんあん はんえい こんごたいおう  
 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② いけん しゅし すで けいかく ふく  
 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの
- ③ こんご けんとう さんこう  
 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ た じつもん かんそうとう  
 その他（質問・感想等）

さまざま せいかつ ぼめん ささ  
 様々な生活の場面を支えるもの

なんば No.	いけん 意見	たいおう 対応  ぶんるい 分類
1	・【障害福祉人材の確保（将来にわたるあんしん施策）】の項目では、専門 がっこうせい こうこうせい ちゅうがくせい じゃくねんそう けいはつかつどう い と く おも 学校生、高校生や中学生などの若年層への啓発活動は良い取り組みだと思いま す。すうねんご いまげんざい ききてき しえんしゃぶそく かん こんご しょうし すが、数年後ではなく今現在が危機的な支援者不足と感じています。今後は少子 こうれいか かそく じゃくねんそう じんざいかくとく ふくしげんや かぎ きょうそうりつ たか 高齢化がさらに加速し、若年層の人材獲得は福祉分野に限らず競争率が高くな ると思われま。そのため、じゃくねんそう ちゅうとじんざい べつぶんや たいしよくしゃ 若年層だけではなく、中途人材（別分野の退職者	①

	<p>）や高齢人材の確保に力をいれてはどうかと感じます。当事業所でも勤続年数が長い職員は全く異なる多職種の方が多いい状況です。</p>	
2	<p>職員の質。</p> <p>喜らしていく場での虐待や暴言などの心配もあります。</p> <p>障害の重い子は、自ら要望や不安感や意見などを発することができません。</p> <p>結局のところ、周りが察することしかできずほんとうに本人達のためになっているのか？</p> <p>私は疑問に思っています。</p>	②
3	<p>数年前、私と息子は離婚し引越しのために物件探しをしました。</p> <p>地域によってですが知的障害のある家族がいると物件探しがとても難しくかつた経験があります。</p> <p>表向きは、障害者権利とか良い顔していますが、実際は大家さんや不動産屋からのとても冷たい対応と門前払いをされてなかなか次の新しい物件を探すことすらさせて貰えませんでした。</p> <p>拒否する理由は、知的障害や自閉症の子が支援学校で騒いで活動しているのを地域の人たちが見ていて声のボリュームの大きさやパニックを起こした時を校庭でみかける近隣住民が隣近所へ迷惑をかけるのではないかという理由でした。</p> <p>ですが我が子は当時から、穏やかでパニックも起こさない、ただ声のボリュームが大きいだけでしたが物件探しが困難だったことがあります。</p>	②

	<p>この件は12年前のことです。</p> <p>現在はどうかのでしょうか。</p> <p>拒否されない差別されない生活をおくりたいものです。</p>	
4	<p>計画的な人材育成の推進 (P8)</p> <p>・具体的な取り組み内容を記載すべき</p>	②
5	<p>知的障害のある自閉症の子供の保護者です。</p> <p>デイサービスなどを利用していますが、事業所の人材育成・スキルや知識向上を求めます。障害の特性を理解すると共に</p> <p>・表出コミュニケーション (自分から要求をしたり表現をすること)</p> <p>・理解コミュニケーション (指示に応じたりスケジュールに沿って行動するなど)</p> <p>を適切に支援していく必要があると思います。</p> <p>言語指示や文字理解が難しい人には、絵カードや写真を使用して本人が表出理解できる形で対応することが望ましいと思います。</p> <p>そこは個々でアセスメントが必要です。しかし支援者や教員から言われるのは</p> <p>①『言えばわかるから』</p> <p>②『絵カードを使うと喋らなくなる』</p> <p>③『スケジュールなどは提示していない』</p> <p>です。</p> <p>①の『言えばわかるから』については、表出コミュニケーションではありません</p>	②

んし、そもそも言語指示を本当に理解しているかも不明です。

②の『絵カードを使うと喋らなくなる』についても、どこにもエビデンスはないと思います。むしろ絵カード交換式コミュニケーションシステムを使用することで発語が促進されたという研究結果もあります。

③の『スケジュールなどは提示していない』皆さん行事の予定や遠足の1日の予定などをテキストで作成しますよね。これらがなく突然その場所に連れて行かれたり、遠足の1日の予定が全く分からずに過ごすことになった場合どう感じられるのでしょうか。見通しが立たずに不安になるのではないのでしょうか。しかし、このような状況が障害者児にとっては日常であることが多いように感じます。文字は読めなくてもイラストや絵カードで提示すること(視覚的支援)で理解ができる方もおられます。どのような形がご本人にとって適切であるかはアセスメントしながらの支援が必要になるかと思います。

とく  
特に

じぶん いまなに ほ  
自分が今何が欲しいのか

じぶん なに  
自分が何をしたいのか

たいちようふりよう うった  
体調不良を訴える

たす もと  
助けを求める

などの、表出コミュニケーションスキルは非常に重要だと思います。これが上手く伝えられないことによって他害などの不適切行動等で伝えようとしてしまふこともあるでしょう。ぜひ支援者の方々にはこれらをご理解いただきたく、

	<p>おんせいげんご 音声言語でのコミュニケーションが難しい方には絵カード交換式コミュニケーションシステムや視覚的支援を積極的に取り入れていただきたいです。問題行動で悩むのはその基本的な支援してからの話だと思ひます。</p>	
6	<p>「4 相談支援」</p> <p>既存の相談窓口(地域ケアプラザ等)による連携とありますが、具体的にどうい う相談に乗ってくれるのでしょうか。以前、ケアプラザの職員の方に「ここは 本来は高齢の方のための施設」と言われたことがあります。</p>	②
7	<p>・【支援する人が足りるようにします】の項目では今、実際に職員が足りていな い。お金(予算)がないと人の集めようがない。</p> <p>・そのうちに、どこも成り立たなくなってくるのでは?グループホームも、建物 (ハード)があっても人が居ないと運営できない。</p>	②
8	<p>・いたるところで職員さんなどの、私たちの生活を支えてくれる人がいない。 また新しく入って来てくれた人もすぐに辞めてしまったり、前からいたスタッ フが辞めてしまうことが多い。</p> <p>・知っている限りの通所施設やグループホームなど、全てで人が足りていない。 これは1施設の問題だけではなく全体的な問題だと思ひます。何とかしてほしい。</p>	②
9	<p>・若年層への教育や啓発活動はとても重要だと考えています。ただ、それ らが「やりがい」「社会貢献」といったものに傾倒しているとも感じます。</p> <p>・我々支援者はやりがいや使命感を持って職務についていますが、それだけで</p>	②

	<p>は実生活は回りません。</p> <p>・今後も障害福祉の需要は増えていくでしょう。その需要にこたえるためにも「やりがい」のある「安心して仕事を続けられる」環境づくりを目指してほしいです。</p>	
10	<p>・兔にも角にも人材不足だと思う。通所施設、グループホーム、ガイドヘルパーさんなど、全ての場所でスタッフが足りていない。余裕が無くぎりぎり、お休みなどが突然出ると大変な事になっている。</p> <p>・ガイドヘルパーさんと外出が出来ないのも辛い。何とか色々な所のスタッフを増やしてほしい。</p>	②
11	<p>・人材確保と育成は、年々難しく感じる問題。</p> <p>・サービスの料金・単価の見直しなども必要なのではないかと。</p>	②
12	<p>・2 人材確保・育成の【障害福祉人材の確保】の中間期評価が“△”となっているが、それに対する分析が振り返りの中で全く見えてこない。</p> <p>【一定程度の効果は得られた】との評価ですが、【想定した目標を達成出来ず、想定した通りの効果が得られなかった】現実をどのように受け止め、達成するためにどのような対策を打っていくか考えることが大切だと思います。</p> <p>・今回の中間見直しでの意見集約をしている中で、【人材確保】に関する意見がとても多く見られ、利用者や職員ともこの件に関してはとても大きな危機感を持っているのが現状だと思われます。</p> <p>この件に関してはもう先延ばしにする事ができない状況にまで来ています。</p>	②

	<p>今年度前期に【第5期 横浜市地域福祉保健計画 パブリックコメント】の意見  集約の中でも同じ様な意見がかなり出ていました。</p> <p>この問題点は今に始まった事ではなく、以前よりたくさんの人たちが訴えかけていたことです。そろそろ有効な対策を講じて、現場に居る人たち(利用者・家族・職員・関わる全ての人達など)が安心して暮らせ、働ける環境を創出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やらなくてはならない事がいっぱいある事はわかっています。皆様が一生涯懸命に考えて下さっている事も理解しています。それらを踏まえてもこの件は、とても重要かつ目を背けてはいけない事だと思えます。</li> <li>・本当に、本当に、よろしく願いいたします。</li> </ul>	
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業は単独では事業採算が取れないこと、</li> </ul> <p>人材確保が難しいなど、現状の課題が認識されているにも関わらず、なかなか対策がとられていないように見えます。</p> <p>また、相談支援事業の意義への理解も社会の中でなかなか広がらない現状も課題です。</p> <p>障害児プランでしっかりと対策の計画を立ててください。</p>	②
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、どの現場でも働き手不足です。</li> </ul> <p>障害福祉や保育。特別支援教育(教員)、ヘルパー、相談職等、福祉人材の確保について、動画サイトの広告を載せるなど、市全体で取り組んだ方が良く  おも  と思えます。</p>	②

15	<p>・ 障害の方々が地域で暮らしやすくすることは大変望んでいます。</p> <p>ですが、現実には障害がある方々が地域の方々が頼れる環境は不十分です。</p> <p>まずは障害のある方々が地域の方々に相談しやすい環境を整えたいです。</p> <p>社協、役所、地域包括支援センターが障害のある方々のより充実した受け皿になるようにしてほしいです。</p>	②
16	<p>相談支援従事者の育成および事業所の設置をさらに急いでほしいと思います。</p> <p>特に障害児に関しては美質セルフプランのため、多すぎる・少なすぎるとともに適切な量の福祉の利用の判断が難しくなっている現状もあるように思います。</p> <p>インクルーシブを良い形で進めるためにも相談支援事業所の充実は喫緊と思います。</p>	②
17	<p>「制度の狭間」の障害児者に必要な支援がない。</p> <p>障害者プランに包括的、重層的というキーワードが現れて久しいが、体感実感として状況は変わらない。</p> <p>制度の狭間＝制度・施策に該当しない＝制度・施策に基づく支援の利用に困難さがある「制度の狭間」の児者は、その時点で既に、ニーズの個別性が高い。</p> <p>個別性の高さ故、「地域のニーズ」として捉えること自体が困難。</p> <p>「制度の狭間」の児者の支援に関して</p> <p>制度の狭間の児者は、その時点で既に、ニーズ自体の個別性が高いことを自治体として認識してほしい。</p>	③

	<p>ほうかつてき じゅうそうてき き ちいき してん ゆうせん      包括的、重層的とは聞こえても、「地域のニーズ」としての視点が優先される</p> <p>げんじょう はざま じしや しえん とど      現状では、狭間の児者にはいつまでも支援が届かない。</p>	
18	<p>そうだんしえんせんもんいん じんいんがそく かん      相談支援専門員の人員不足に関して</p> <p>そうだんしえんせんもんいん じんいんがそく せいど しさく がいどう じしや しえん い とど      相談支援専門員の人員不足は、制度・施策に該当する児者への支援が行き届か      ないばかりでなく、「制度の狭間」の児者のニーズを上げられないことにも繋が      っている。</p> <p>とく この こうしゃ げんじょう を、 じちたい として りかい してほしい。</p> <p>せいど はざませんもん まどぐち しえんいん はいち こべつせい たか す あ      制度の狭間専門の窓口や支援員の配置など、個別性の高いニーズを吸い上げる      施策も必要なことを知ってほしい。</p>	③
19	<p>きせい かんわ ちいき ふっかつ さいきん      コロナの規制緩和により、地域のイベントが復活してきた最近、イベントが増え、</p> <p>しょうがい けいほつ きかい ぶん いぜん もど じっかん      障害のことを啓発する機会が増えてきた(以前に戻ってきた?)と実感すること</p> <p>おほ      は多いです。</p> <p>なが かくだい おも      この流れはもっと拡大していけばいいなと思います。</p>	③
20	<p>けいかく そうだん      計画相談について (P19)</p> <p>すうちもくひょう がでていいるが、 ぐたいてき と く ないよう がか ため すいしん      ・数値目標がでていいるが、具体的な取り組み内容が掲げられていない為、推進</p> <p>む ぐたいてき ないよう きさい      に向けての具体的な内容を記載すべき。</p>	③
21	<p>しちようそん せいしんほけん かが そうだんしえんたいせいせいび すいしん      市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進について</p> <p>せいしんかびょういん ぎゃくたいぼうし む そち しん      ・P10にある「精神科病院における虐待防止に向けた措置○(マル)新」の</p> <p>くに うご しちようそん そうだんしえんたいせい うご しちようそんせいしん      ように国の動きとして市町村の相談支援体制にも動きがあるため、市町村精神</p> <p>ほけん ふくしぎょうむ かが      保健福祉業務を掲げるべきである。</p>	③

22	<p>じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会について</p> <p>よこはましじりつしえんきょうぎかい うご くいきぜんたい ひろ しゅうち くふう ひつよう ・横浜市自立支援協議会の動きを区域全体に広める周知の工夫が必要である。そ のため プランに明記し、市域の動きを把握できる仕組みを掲げるべきである。</p>	③
23	<p>ふきゅうけいはつ じんざいかくほ いくせい きほんてき ひと おも にんげんきょういく どうとく 普及啓発。人材確保。育成。基本的に人としての思いやり、人間教育、道徳。 すいしん ねが 推進お願いいたします。</p>	③
24	<p>いんない ぎゃくたい おもて にちじょうせいかつ さばつ かぞく 院内の虐待は表にでてはじめてわかる。日常生活でも差別はあり、家族も とうじしゃ さび おも ぎやく さばつ どりよく 当事者も寂しい思いですが、逆に差別のないようこちらも努力しています。</p>	③
25	<p>しゅわ まな きかい こども おとな ほ 手話を学ぶ機会を子供から大人まであたえて欲しい</p>	③
26	<p>たが そんざい き みぢか かん しく ・互いの存在に気づき身近に感じる仕組みづくり</p> <p>わか かた ふだん しぜん め えすえぬえす 若い方も普段から自然に目につく「ティックトック」「インスタ」などのSNS で 困っている方（障害者）への理解を発信するのはどうでしょうか？</p> <p>とてもデリケートな部分もありますが、障害に携わる機会のない一般の人に きょうみ も むずか 興味を持ってもらうことは難しいです。</p> <p>また、知らないから怖いと感じたり、誤った解釈をしてしまうのかなと思います。</p> <p>りかい むずか し ていねい はっしん 理解することは難しいので「知ってもらう」を丁寧に発信してほしいです。</p> <p>インクルーシブのヒントにもなるとおもいます。</p>	③
27	<p>しょうがい たい りかいそくしん ・障害に対する理解促進</p>	③

	<p>療育センターで受講した質の高い講座を、保育園や学校の先生にも研修として設けてほしい。</p> <p>療育センターあおばでは、保護者向けに「障害への理解・支援する」講座が専門家を迎え実施されています。</p> <p>親が理解を深めることができても、保育園の先生に理解していただくことは難しく孤立・孤独を感じました。</p> <p>療育センターあおばで実施されている様な専門家の質の高い講座を、関わっている方にも受けられる様にしてほしい。</p>	
28	<p>・障害に対する講演や活動などの情報を支援級にも配布してほしい。</p> <p>S-net横浜、今回初めて知りました。</p> <p>療育の通園時代とは変わり、支援級に入ると支援情報や相談する場所がなくなり親の不安が強まりやすくなります。</p> <p>必要としている人に情報が届くよう、支援級の親にも届くように、チラシ・SNSなどその人々に合う発信をしてほしいです。</p>	③
29	<p>・電車の運賃の割引を受けている際に後ろにいたお爺さんから邪魔だと怒鳴られた事がある。</p> <p>このように、障害のある人や介護者が公共の施設やお店を使いづらい雰囲気がある。</p> <p>誰でも利用する権利があること、誰もが年を取ったり怪我などで障害を負う事があり、決して他人事では無いことなど、いろんな場所や媒体で啓発してほしい</p>	③



	<p>ほしい」「外出を希望している日にヘルパーがいないから日程を変えてほしい」と言われることが多くなりました。</p> <p>・年末年始や大型連休の時などに特に多く、そうになると基本的な日常生活すら難しくなってしまうこともあります。また、「もっと働きたいけど、扶養の関係でこれ以上（出勤日を増やす事が）出来ないんだよ」とヘルパーさんに言われたこともあります。そういう意味でも今働いている人が働きやすい制度や環境にしていってほしいです。</p>	
36	<p>福祉サービス事業所では、慢性的に人材が不足しています。</p> <p>新規採用ができないだけでなく、定着しないためにサービス管理者および担当者が毎年のように変わっています。</p> <p>収入が低く生活できないために福祉現場での仕事から離れる方もいると聞いています。</p> <p>保育士確保のための宿舎借り上げ事業のような制度を福祉事業においても導入してください。</p>	③
37	<p>行政の窓口職員や直接現場に介入しない関係者の障害児育児に対する知識や配慮の不足を感じる。</p> <p>当方も障害児の親の気持ちを考えない対応をされる事が多々あった。</p> <p>腫れもの扱いや同情は不要で、正しい情報や必要なサポートについて等の事項を迅速に対応して欲しい。</p>	③

	<p>親も初めての経験なので、前提知識や親がすべき事について全体像が見えるようにしたい。</p> <p>身体障碍の為に施設や取組はだいが進んできたが、発達障害に対するものは少なく感じる。危険なく過ごせる公園や運動場など、また、各地点に適切なサポートが欲しい。現状、そういった物がほぼない。</p>	
38	<p>中間見直しの中の「様々な生活の場面を支えるもの」</p> <p>毎年100名を超える小・中学生が～とありますが市内在籍している小・中学生の何 % なのでしょうか。</p> <p>副学籍をしている小・中学生は、どのように一緒に学んでいるかごぞんじですか？</p> <p>運動会や文化祭のイベントにお客さんとして呼ばれ発表したり、席にすわって観らんするだけです。</p> <p>一緒に月1回でもクラスの人と勉強したり話をする事はないです。</p> <p>遊ぶこともありません。</p> <p>横浜市の学校へききとりしてください。</p>	③
39	<p>○障害や疾病に関する情報の発信</p> <p>デジタル化、IT化の中でホームページやアプリの活用は有益だと思えます。</p> <p>視覚障害者もその有益性を享受できるようにしていただきたい。</p> <p>「障害福祉のあんない」は、点字も作成していただき、感謝いたします。</p> <p>内容が網羅的になっていて使いにくい面もあります。</p>	③

	<p>しょうがいしゃ へんしゅう りよう おも      障害者ごとに編集したものと利用しやすいと思います。</p>	
40	<p>じょうほうはっしんじ ごうりてきはいりよ ていきょう      ○情報発信時の合理的配慮の提供</p> <p>こんかい しみんいけんほしゅう てんじしりよう さくせい      今回の市民意見募集にあたって点字資料を作成していただき、ありがとうございました。</p> <p>どうじき しみんいけん ほしゅう おこな けんこうよこはま      同時期に市民意見の募集が行われた「健康横浜21」は、テキストデータはあるものの点字はありませんでした。</p> <p>よこはまし しみん む いんさつぶつ はっそう さい てんじ かくだいもじ おんせい ほしろう      横浜市が市民に向けて印刷物を発送する際は、点字・拡大文字・音声を保障してください。</p> <p>こうほう てんじ おんせい ばあい きさい むしんけい      「広報よこはま」に『点字や音声がありません』と記載する無神経さにはあきれています。</p> <p>また、デジタル化、IT化の大きな流れがあります。</p> <p>びーでいーえふ がぞう しかくしょうがい もの      P D F や画像データは視覚障害のある者にはアクセスしにくい、できないことがあります。</p> <p>じょうほうはっしん しかくしょうがいしゃ そんざい いしき と く      情報発信にあたっては、視覚障害者の存在を意識して取り組んでください。</p>	③
41	<p>だいひつだいどく      ○代筆代読サービス</p> <p>いっさくねん あら はじ かんしゃ      一昨年より新たに始められたことに感謝しております。</p> <p>げんじょう きょたくかいご      現状は居宅介護でのサービスとなっています。</p> <p>どうこうえんご じゅうじ だいひつ だいどく きょうむ      同行援護に従事しているガイドヘルパーは、代筆・代読も業務となっています。</p> <p>がいしゅつ かえ よ りようしゃ      外出から帰ったときに呼んでもらったりできると利用者としてはありがたい。</p> <p>だいひつ だいどく にな て どうこうえんご いち      代筆・代読のサービスの担い手として同行援護のガイドヘルパーを位置づけて</p> <p>いただき、サービスのじゅうじつ りべんせいこうじょう ねが      充実、利便性向上を願います。</p>	③

42	<p>○障<sup>しょうがい</sup>害のある人<sup>ひと</sup>に対する<sup>たい</sup>情報保障<sup>じょうほうほしょう</sup>のためのガイドライン</p> <p>これまでに<sup>てんじ</sup>点字があるかと尋ねると「ありません。」との返事<sup>へんじ</sup>が返<sup>かえ</sup>ってきたことが幾度<sup>いくど</sup>かあります。</p> <p>私<sup>わたし</sup>は市民税<sup>しみんぜい</sup>をお<sup>おさ</sup>納めています。</p> <p>それなのになぜ、ほかの方々<sup>かたがた</sup>と同じように<sup>おな</sup>情報入手<sup>じょうほうにゆうしゅ</sup>ができないのでしょうか。</p> <p>情<sup>じょう</sup>コミ法<sup>ほう</sup>の理念<sup>りねん</sup>に基づいて<sup>もと</sup>前述<sup>ぜんじゆつ</sup>したように<sup>はいりよ</sup>配慮<sup>はいりよ</sup>がされますよう期待<sup>きたい</sup>します。</p>	③
43	<p>知的障<sup>ちてきしょう</sup>がい者<sup>しゃ</sup>による<sup>とうじしやだんたい</sup>当事者団体<sup>れい</sup>（例<sup>せかい</sup>：世界的規模<sup>きぼ</sup>で活動<sup>かつどう</sup>するピープルファースト）としての<sup>そしき</sup>組織<sup>しえん</sup>をつくることと支援<sup>しえん</sup>することを盛り込<sup>も</sup>んで<sup>こ</sup>いただ<sup>こ</sup>きたいと思<sup>おも</sup>います。</p>	③
44	<p>法人<sup>ほうじん</sup>内で<sup>ぎゃくたい</sup>虐待<sup>しよくいん</sup>があり職員<sup>と</sup>にアンケート取<sup>と</sup>るが<sup>なまえ</sup>名前<sup>か</sup>を書<sup>か</sup>かなくてはいけない。</p> <p>これでは、今<sup>いま</sup>までに<sup>か</sup>あったこと<sup>か</sup>も書<sup>か</sup>けな<sup>い</sup>い。</p> <p>つた<sup>つた</sup>えられ<sup>な</sup>く<sup>て</sup>つ<sup>つ</sup>らい。</p> <p>●●●です。なんとか<sup>か</sup>して<sup>く</sup>だ<sup>さ</sup>い</p>	④
45	<p>知的障<sup>ちてきしょうがい</sup>害<sup>えー</sup> A2<sup>せいじん</sup>の成人<sup>しつもん</sup>ですが、質<sup>しつもん</sup>問<sup>が</sup>あり<sup>ま</sup>す。</p> <p>福祉<sup>ふくし</sup>就<sup>しゅう</sup>労<sup>らう</sup>から一<sup>いっ</sup>般<sup>ぱん</sup>の障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しや</sup>雇<sup>こ</sup>用<sup>よう</sup>枠<sup>わく</sup>に移<sup>うつ</sup>り<sup>ま</sup>した<sup>が</sup>、同<sup>どう</sup>時<sup>じ</sup>に<sup>けい</sup>計<sup>かく</sup>画<sup>そう</sup>相<sup>だん</sup>談<sup>りよう</sup>の利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>も<sup>も</sup>でき<sup>な</sup>く<sup>な</sup>り<sup>ま</sup>した<sup>。</sup></p> <p>本<sup>ほん</sup>人<sup>にん</sup>の<sup>しゅう</sup>収<sup>にゅう</sup>入<sup>が</sup>増<sup>ふ</sup>え<sup>れ</sup>ば<sup>ふくし</sup>福<sup>せ</sup>祉<sup>せい</sup>制<sup>ど</sup>度<sup>りよう</sup>の利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>は<sup>い</sup>ら<sup>な</sup>い<sup>い</sup>う<sup>こ</sup>と<sup>で</sup>し<sup>よ</sup>う<sup>か</sup>？</p> <p>い<sup>い</sup>み<sup>み</sup>が<sup>わ</sup>か<sup>り</sup>ま<sup>せ</sup>ん</p>	④
46	<p>・<sup>あた</sup>新<sup>は</sup>しい<sup>はっ</sup>発<sup>けん</sup>見<sup>けん</sup>への<sup>ゆう</sup>ア<sup>キ</sup>クシ<sup>ン</sup>ョ<sup>ン</sup>ン<sup>は</sup>勇<sup>し</sup>気<sup>げ</sup>有<sup>あ</sup>り<sup>。</sup>失<sup>し</sup>敗<sup>ぱい</sup>覚<sup>かく</sup>悟<sup>ご</sup>を<sup>お</sup>お<sup>そ</sup>れ<sup>て</sup>い<sup>る</sup>の<sup>は</sup>皆<sup>みな</sup>様<sup>さま</sup>で<sup>す</sup>か。</p> <p>私<sup>わたし</sup>は<sup>す</sup>全<sup>べ</sup>て<sup>の</sup>御<sup>お</sup>立<sup>た</sup>場<sup>ば</sup>の方<sup>か</sup>々<sup>た</sup>より「御<sup>お</sup>気<sup>き</sup>の毒<sup>どく</sup>な<sup>じ</sup>ん<sup>ぶ</sup>つ」と<sup>かん</sup>考<sup>が</sup>え<sup>ら</sup>れ<sup>て</sup>居<sup>お</sup>り<sup>ま</sup>す。</p>	④

	<p>自分の生命(健康寿命)を安全へ導く機関は、見あたりません。個別対応に該当する人と自分自身で判断に至る毎日は苦しく、貧しくしかしながら日常生活では心くばりを実行中です。</p> <p>障害のある人は物価高及び差別に対して忍の言字で生涯を行くのでしょうか。</p> <p>現在(今の生活の中で)は、差別されているは、今後解決予定は無。相談出来るは有りません。</p> <p>自身の創意工夫と努力と体力で生きています。参障害は別々です。</p> <p>一緒に考えないで頂きたいです。</p> <p>最後までお読み下さり、有難うございました。</p>	
47	<p>成年後見制度</p> <p>家庭内のことに第三者から口出しをされると感じます。</p> <p>亡くなるまで利用をやめられないのはおかしい。</p>	④
48	<p>・【作業所で働く障害のある人が、よりたくさんの方の工賃をもらえるように作業所などを支援します】の項目では、●●●も、今の給料よりも、もっとたくさんあればいいなあ!と思った。</p>	④
49	<p>後見制度、費用がどれくらいかかるかしりたい。</p>	④
50	<p>○副学籍による交流教育および共同学習</p> <p>居住地の学校での交流は、意義のあるものと理解しています。</p> <p>よりよいものにするためには、受け入れる学校の教職員も障害児・者について、</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>

	<p>とくべつしえんきょういく ちしき も ひつよう かんが 特別支援教育についての知識を持つ必要があると 考えます。</p> <p>じつげん む と く その実現に向けた取り組みはなされているのでしょうか。</p>	
51	<p>こども しょうがい おや しょうがい ばあい 子供に障害があり、親も障害がある場合、かならずたらいまわしにあいます。</p> <p>こどもしえん しょうがいしゃ しえん へいそう おも この子供支援と障害者の支援は並走でなくてはならないかと思ひます。</p> <p>こども ていがくねん にんてい ほうほう めいかく 子供が低学年だとヤングケアラーのはずで、その認定の方法を明確にしてほし</p> <p>い。また、そこに携わるヘルパーには加算を。</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>
52	<p>しょうがいしゃねんきん たいしょうしゃ おさな じゅんび ひつよう はや おやむ ・ 障害者年金など、対象者が幼いうちから準備が必要なものは早くから親向</p> <p>べんきょうかい ほ けの勉強会などが欲しいです。</p> <p>じつ しょうらい ひつよう と あと き 実はあの書類が必要、あれは取っておいたほうがいいもの。。。と後から聞かされ</p> <p>あわ こと おお て慌てる事が多いです。</p> <p>しょうがいしゃてちよう しゅとく どうじ さっし わた くふう い おも 障害者手帳の取得と同時に冊子を渡すなどの工夫があっても良いと思ひます</p> <p>げんじよう ふしんせつ 現状はあまりに不親切です</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他（質問・感想等）

なんぼー No.	いけん 意見	たいおう 対応  ぶんるい 分類
53	<p>・グループホームなど施設の充実</p> <p>発達障害の子が増えていて既存の療育センターでは間に合っていないと思います。</p> <p>増設できませんか？</p>	②
54	<p>○精神障害者の住まいについて</p> <p>半年ほど前、精神障害者の住まい探しにあたり、横浜市居住支援協議会の相談窓口で連絡を入れたことがありました。</p> <p>しかし電話口の担当者は何もわからないといった感じで、相談窓口として機能しているようには思えませんでした。</p> <p>また、不動産屋も何件も問合せしましたが、問い合わせ時点で「うちは精神の方はお断りしています」と言われることが多くありました。</p> <p>このような対応はここ数年で増えてきているように感じていて、以前は考えてくれていた不動産屋も、難色を示すようになってきました。</p> <p>大家さんの意向もあるので仕方ない部分もある、とは思いますが、不動産業界にも、お客さんを差別しないよう周知されているはずなのに、「門前払い」が行われているのが現実です。</p>	②

	<p>適切な相談窓口に繋ぐことを徹底する事、つないだ相談窓口が機能する事、        大家さんへの普及啓発、それらを一体の施策として取り組んでほしいと思います。        また、福祉と住まいの相互理解を深める場を作っていてほしいと思います。</p>	
55	<p>生活の場面1の住む・暮らすについて、自立生活援助のサービス提供と給付要件        が現実と乖離していると感じます。        ご本人に必要な支援を提供するために注力しても給付対象として認められ        ないケースが多く、残念に思います。現実に即した制度設計を望みます。        難しいのであれば、自立生活援助事業の廃止と自立生活アシスタント事業の        拡充を望みます。</p>	②
56	<p>高齢化、重度化を踏まえた住まいの構築について。        ・親子共に高齢化している実態がある。収入が少ない家族のために、年をと        っても安心して入れる住まい（グループホームや施設）が必要です。        ほとんどの障害者は収入が少ない。</p>	②
57	<p>中途精神障害者に対する支援が現行法上、限定的（定着支援サービス）である        と考えます。        仕事をする中で、様々な事由で精神障害者になる人は多いと思います。        “離職”をしていないとの理由で、使えないサービスが多過ぎます。        私は発達障害を起因とした精神障害者ですが、就労中との理由で、職場に        対する合理的配慮の申し入れ等で援助を申し入れることができるのが、定着</p>	②

	<p>支援サービス程度しかなく、困っています。</p> <p>厚生労働省が主催している「精神・発達障害者しごとサポーター」研修の更なる周知徹底と併せて、横浜市でも身体・知的・精神障害の中でも理解促進に遅れがある精神障害者に特化した、1 事業者へは定着、活躍を図る研修事業を、 2 一般の人むけに理解を深める講習等の充実に切に願います。</p> <p>特別市構想実現にむけて、横浜市が先駆的な取り組みを行ってください。</p>	
58	<p>親の高齢化につき介護が難しくなってきました。</p> <p>30才の息子は元気で日中活動に通っています（送迎は親がしている）。</p> <p>この先が非常に不安です。</p> <p>息子の将来がどうなるのか。</p> <p>グループホームの空きがあれば入所を考えていますが空状況が何処へ聞けばわからず困っています。</p> <p>親は日毎に高齢化していていつまで息子の面倒を見られるか不安です。</p> <p>グループホームを作ってください。</p>	②
59	<p>親無き後の子供の生活場所を心配しています。</p> <p>重心、医療ケアある人が利用できるグループホームはとても少ないです。</p> <p>横浜市は今後入所施設の開所の予定はなく、県外の入所は親としてはとても不安しかありません。</p> <p>小規模の施設の整備を希望します。</p>	③

	<p>また子供の生活に関わって下さるたくさんのスタッフの方の報酬アップの為に、事業所に対して経営の助成もお願いいたします。</p>	
60	<p>多機能型拠点について</p> <p>設置完了の予定から大幅に設置が遅れています。早急に残り2館の整備をお願いいたします。</p> <p>また既存の施設も開所時の運営方針からトーンダウンして、休日の対応ができない、豪華な入浴設備も活用していないなど運営が不安定で、地域生活の拠点になり得ていません。</p> <p>人員不足であれば、その設備や場所を手狭な環境で運営している生活介護や小規模の施設と共用したり、訪問看護を受ける自宅とみなす場所とするなど市独自の施設を活用する方法を考えてください。</p>	③
61	<p>日中の過ごし方について</p> <p>医療的ケアのある人の卒業後の進路先が少なく、受け入れの隙間を埋めるために自家送迎で遠方の施設に通うことは、本人だけでなく家族にとって大きな負担になっています。</p> <p>本人の望む、在宅での訪問学習や地域でのイベント参加も生活支援の一部として提供をする団体にお金が入るなど、通所以外の過ごし方も生活介護同様、資金面で行政が支えるような支援ができないでしょうか。</p>	③
62	<p>障害者プラン意見に沿うメール内容では無いかもしれませんが、うちには、知的</p>	③

	<p>しょうがい もっと おも か じへいしょう せいじん こ 障 害 が 最 も 重 く 且 つ、自 閉 症 の 成 人 し た 子 が お り ま す。</p> <p>ほんとうは、にゅうしょせつ にゅうしょ きぼう ほんとうは、入 所 施 設 へ の 入 所 を 希 望 し て い ま す が、グ ル ー プ ホ ー ム へ 移 行 と ほうしん い う 方 針 と な っ て お り ま す が、グ ル ー プ ホ ー ム は 障 害 の 軽 い 人 か 身 辺 自 律 が あ しょうがい かる ひと しんぺんじりつ る 程 度 ( ほ と ん ど 出 来 て い る ) 人 用 の 仕 組 み と な っ て い て 我 が 子 の よ う な、常 に ていど 介 助 が 必 要 で 24 時 間 見 守 り や、職 員 の 手 を 必 要 と し ま す。</p> <p>おお で す が、多 く の グ ル ー プ ホ ー ム は そ の よ う な 仕 組 み と は な っ て い な い ホ ー ム が 多 おお く、こ の ま ま 母 子 家 庭 の 我 が 家 の 場 合 共 倒 れ す る 未 来 し か あ り ま せ ん。</p> <p>りそう 理 想 と し て は、入 所 施 設 を 増 や し て 欲 し い。</p>	
63	<p>じかんみまも たいおう 24 時 間 見 守 り 対 応 の ホ ー ム を 増 や し て 欲 し い で す。</p> <p>あ ま なんねん つづ けつきよく おや し きんきゅう 空 き 待 ち が 何 年 も 続 き、結 局 の と こ ろ 親 が 死 ん で 緊 急 と な り、あ ち こ ち の 空 あ い て い る 施 設 を 点 々 と す る よ う な 話 も 聞 い た こ と が あ り ま す。</p> <p>ほんにん かんきょう か きょうどうどうしょうがい よういん ばあい 本 人 に と っ て 環 境 が 変 わ る こ と は 強 度 行 動 障 害 の 要 因 と な る 場 合 も あ り ま す。</p>	③
64	<p>す 1 - 1 住 ま い</p> <p>きょうどうせいかつえんじょ 共 同 生 活 援 助 ( グ ル ー プ ホ ー ム ) の 利 用 者 数 の 中 で、重 度 障 害 者 の 人 数 を 令 和 じゅうどうしょうがいしゃ にんずう れいわ 6 年 から、「う ち、何 人 か」を ( ) で 示 す よ う に し た の は 良 い と 思 い ま す。</p> <p>ねん し か し、周 囲 の 状 況 を 見 る と 軽 度 知 的 障 害、精 神 障 害 の 方 の グ ル ー プ ホ ー ム しゅうい じょうきょう み けいどちてきしょうがい せいしんしょうがい かた に つ い て は 利 用 が 進 ん で い る よ う で す が、支 援 が 難 し い 障 害 の 場 合 は 入 居 が 進 りよう すす ん で い ま せ ん。</p> <p>しえん むず しょうがい ばあい にゅうきよ すす グ ル ー プ ホ ー ム 利 用 人 数 は 毎 年 200 人 ず つ 増 え て い る と い う こ と で す が、医 療 的 りよう にんずう まいとし にん ぶん いりようてき</p>	③

	<p>ケアが必要な方は特にですが、医療的ケアが必要でなくても重症心身障害者がグループホームの利用をすることは大変難しい状況となっています。</p> <p>重症心身障害者であってもグループホームの利用がもっと可能になるように支援の見直しをお願いします。</p>	
65	<p>1-2 暮らし</p> <p>多機能型拠点の整備・運営</p> <p>北東部方面の多機能型拠点が令和5年度末に竣工の予定とのこと、やっと4館目が整備され、医療的ケア児者支援がまた一歩進むことと思います。</p> <p>引き続き6館の整備完了に向けて候補地の検討を進めていくとのことですが、今まで探し続けて該当する市有地がないということは、今後も市有地に建設することは難しいのではないのでしょうか。</p> <p>市有地で使える土地が出るのを待ち続けるということでしょうか。</p> <p>当初の障害者プランではとくに6館が整備されているはずでした。</p> <p>民間の土地との等価交換など、もっと幅を広げて検討していただき、早く残り2館の整備が可能になるようにするよう進めていただければと思います。</p>	③
66	<p>1-3 移動支援</p> <p>移動情報センター運営等事業の推進</p> <p>各区の区社協の外出支援サービスが無くなってしまい、車を所有していない家族や運転ができない家族の場合、障害のある本人が車いすのまま車に乗車</p>	③

	<p>しての移動の利用先が一つ少なくなくなり大変残念なことです。</p> <p>外出支援サービスは福祉有償移動サービスにあたるのだと思いますが、他の福祉有償移動サービスの利用先も増えていません。</p> <p>福祉有償移動サービス運営協議会は年3回行われているということですが、もっと車での移動を可能にするため、福祉有償移動サービスの事業所が増えるように横浜市の担当局はもちろんですが、各区の移動情報センターからも地域の事業所に働きかけてください。</p> <p>また、移動情報センターでは、区社協の外出支援サービスが無くなったのですから、他の福祉有償移動サービスの利用先を案内するなど、日ごろから情報を得ておいて情報が提供できるようにする必要がありますと思います。</p>	
67	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (P30 および P33)</p> <p>・ 3機関が核になり取り組みの推進を行っている状況ではあるが、区域の事業業者に情報等を落としていく仕組み作りが必要である。</p>	③
68	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (P30 および P33)</p> <p>・ 3機関連絡会のようなものに区域の事業所が参加できるようにしていく必要があるのではないか (P33の数値については3機関のみの数値の為)</p>	③
69	<p>移動情報センターについて (P39)</p> <p>・ 相談件数は出ているが障害種別の内訳がないので内訳を出すべき</p>	③
70	<p>・ 精神障害者に関しては使いにくいのが現状であり、移動情報センターの</p>	③

	<p>職員等の精神障害に関する知識等を持ってもらう必要があるのではないか。</p>	
71	<p>地域活動支援センターについて (P80)</p> <p>・地域活動支援センターを「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」にもしっかりと位置付けるべき。</p>	③
72	<p>私の息子は、重度の知的障害者ですが、発語もなく、行動援護や日常の介助がなければ生活をする事ができません。</p> <p>このような状況で日々生活しております。養護学校卒業後4年目となりますが、以下の見直しをして頂ければと存じます。</p> <p>・作業所からの帰宅が4時なので、これを6時まで延長ができるようにしてほしい。</p> <p>現在4時に帰宅をして、就寝が10時～11時のため、帰宅後は6時間～7時間親がみています。</p> <p>本人は外出が好きのため、食事、入浴以外は車での外出を要求してきます。</p> <p>毎日2時間くらいは休憩を入れながらドライブをしています。ガソリン代は月2万円以上かかっています。</p> <p>家計の負担も著しく、親の体力も消耗してしまうので、作業所からの帰宅時間の延長ができるようにしてほしいです。</p>	③
73	<p>・重度障害者のグループホーム</p> <p>区分5、6の知的障害者がグループホームに入れるように、区分の高い利用者</p>	③

	<p>を受け入れる事業者への加算金を上げてほしいです。</p> <p>息子は重度の知的障害のため、精神年齢は1歳くらいですが、体力は21歳の男子です。</p> <p>見直しのプランでは、区分の高い障害者の支援に対して予算を割り当てて頂きたいと切に願っております。</p>	
74	<p>・親なき後や親が子供の面倒を見られない状況になった時に子供の居場所や生活、仕事など不安。</p> <p>必要になった時に施設が使える、相談できる、子供を支えてくれる人や場所が欲しい。</p> <p>親も安心して生きていきたい</p>	③
75	<p>横浜市西区では、重度心身障害のある方や医療的ケアが必要な方（以下、重心と記載）が地域で生活していく上での課題について、まずはできることから取り組んでいくことを合言葉に、2020年11月から「西区重心ネット」を立ち上げ、3か月に1回、話し合ってきました。</p> <p>課題の一つとして、「移動」の問題が上がっています。</p> <p>現在、西区重心ネットでは、タクシー会社へのアプローチを行っています。</p> <p>第4期横浜市障害者プランの中でも移動支援について書かれています。</p> <p>その中で、P39にある、移動情報センター運営等事業の推進について、相談件数が少ないのは、制度周知不十分も一因ではあると思いますが、相談しても</p>	③

移動についての情報が得られないため、相談しないという選択肢を取るということも大いに考えられます。

特に重心の方の移動情報、マッチングは皆無に近いです。

移動情報センターに重心の方の移動情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報が入手できることを望みます。

テーマ=生活の場面1 住む・暮らす

「共同生活援助（グループホーム）における重度障害者の支援の充実の取り組み」について

【意見】高齢化・重度化していく障害者は、詳細版P26の記述にあるように、

障害特性により、高齢化・重度化の心身状況に違いがあることが明らかになったのは、施策を検討するうえで根拠が明確になったという点で評価できます。

一方で、高齢化重度化は必然的に、身体機能の低下というところとセットとな

るケースが多いのはすでにモニタリング調査等で判明していることと思います

が、特に精神や知的のグループホームにおいては2階建てで2階の居室に階段で

昇降せざるを得ないホームが少なからずあるなど、設備面で課題が大きいです。

もちろん、そのような方の場合、介護保険の適用できる条件をみれば、特別

養護老人ホームや老人保健施設、認知機能の低下があれば認知症対応型グループ

ホームなども視野に入るだろうが、そこに関わり方の難しい障害特性がある

場合、もともと住んでいた障害のグループホームで暮らさざるを得ないケース

76

③

	<p>も<small>すく</small>少なくないと思われ<small>おも</small>ます。</p> <p>高齢化・重<small>じゅうどか</small>度化しても、いわゆる高<small>こうれい</small>齡者施<small>しせつ</small>設<small>うつ</small>に移<small>しょうがい</small>れない障<small>しょうがい</small>害者がどれくらい</p> <p>いるのかを<small>じつたいはあく</small>実態把握するのと同<small>どうじ</small>時に、障<small>しょうがい</small>害のグルー<small>ついで</small>プホ<small>すみか</small>ームを終<small>ついで</small>の棲家とする</p> <p>となれば、高<small>こうれい</small>齡化・重<small>じゅうどか</small>度化に<small>たいおう</small>対応できるよう、職<small>しよくいん</small>員の研<small>けんしゅう</small>修教<small>きょういく</small>育や施<small>しせつ</small>設のハ<small>ハード</small>ード</p> <p>ウェアへの補<small>ほじょ</small>助などを検<small>けんとう</small>討して<small>おも</small>いただ<small>おも</small>きたいと思<small>おも</small>います。</p>	
77	<p>「1-1 住<small>す</small>まい (2)高<small>こうれい</small>齡化・重<small>じゅうどか</small>度化を踏<small>ふ</small>まえた住<small>す</small>まいの構<small>こうちく</small>築」</p> <p>重<small>じゅうど</small>度の方<small>かた</small>の G H につ<small>すいしん</small>いて推<small>すいしん</small>進ありが<small>す</small>とうござ<small>こうちく</small>います。</p> <p>脱<small>だつしせつ</small>施<small>く</small>設が国<small>ほうしん</small>の方針のよう<small>にゅうしょしせつ</small>ですが、入<small>う</small>所施<small>い</small>設の受<small>すく</small>け入<small>い</small>れが少<small>い</small>なくな<small>い</small>って行<small>い</small>くとこ</p> <p>ろがないとい<small>かくじゅう</small>うことにな<small>ねが</small>らないよう、ま<small>ねが</small>すま<small>ねが</small>すの<small>ねが</small>拡充<small>ねが</small>をお願い<small>ねが</small>したいです。</p> <p>よろしくお<small>ねが</small>願い<small>ねが</small>します。「1-2 暮<small>く</small>らし」とも関<small>かか</small>わり<small>こうどうしょうがい</small>ますが、行<small>かた</small>動障<small>かた</small>害のある方</p> <p>の地<small>ちいきせいかつ</small>域生<small>あわ</small>活につ<small>こんご</small>いても併<small>けんとう</small>せて今<small>ねが</small>後とも検<small>ねが</small>討を<small>ねが</small>よろしくお<small>ねが</small>願い<small>ねが</small>します。</p>	③
78	<p>・【出<small>で</small>かけることを支<small>しえん</small>援するヘル<small>ふ</small>パーを<small>こうもく</small>増<small>こうもく</small>や<small>ひと</small>します】の項<small>こうもく</small>目では、ヘル<small>ひと</small>パーも人</p> <p>が<small>こま</small>いないから困<small>こま</small>っている。やめ<small>しよくいん</small>る職<small>しよくいん</small>員が<small>ひと</small>いるから・・・も<small>ひと</small>っと人<small>ひと</small>がいれば<small>ひと</small>いいの</p> <p>に・・・。</p>	③
79	<p>【計<small>けいかくぜんたい</small>画全<small>ぜんたい</small>体<small>ぜんたい</small>より】</p> <p>・ガイ<small>りよう</small>ド利<small>りよう</small>用で<small>へ</small>きるメン<small>で</small>バーさん<small>すこ</small>が減<small>じかん</small>った。出<small>がいしゅつ</small>かけたい<small>すこ</small>のに、少<small>すこ</small>しの時<small>じかん</small>間も外<small>がいしゅつ</small>出</p> <p>が<small>でき</small>出来<small>でき</small>なくて『ス<small>こえ</small>ト<small>おお</small>レスがた<small>こえ</small>ま<small>おお</small>っている～！！』とい<small>こえ</small>う声<small>おお</small>が多い。</p>	③
80	<p>1. 〈生<small>せいかつ</small>活の場<small>ばめん</small>面 1 住<small>す</small>む・暮<small>く</small>らす 1-1 住<small>す</small>まいにつ<small>す</small>いて〉</p> <p>【現<small>げんきよう</small>況】</p> <p>地<small>ちいき</small>域<small>なか</small>の中 (=自<small>じたく</small>宅) で生<small>せいかつ</small>活する場<small>ばあい</small>合の支<small>しえん</small>援や理<small>りかい</small>解は、以<small>いぜん</small>前に比<small>くら</small>べか<small>ととの</small>なり整<small>ととの</small>って</p>	③

きています。しかし親が高齢になって障害のある子どもの面倒をみられなくなった時のことが心配です。

ヘルパーなどの支援を使い、ギリギリまで親が頑張ることは可能かもしれませんが、親が認知症や病気や亡くなったときに、本人が入所できるグループホームの数が圧倒的に足りていないと感じます。

中・重度の知的障害がある場合、どれほど地域の理解やつながりがあっても、一人で生活することは一日たりとも不可能です。だとすると、通いなれた事業所に引き続き通える範囲で、然るべきグループホームに入居できることが、最も本人の意思を尊重することであり、権利擁護につながるのではないのでしょうか。

容易なことではないとは存じますが、今後の具体的な課題の中に盛り込んでほしいものとして、以下の3点を要望したいと思っております。

#### 【グループホームについての提案】

・栄区における、中・重度の対象を含めた知的障害グループホームの数・質の充実

・グループホームの建設における地域住民への啓蒙活動

・スタッフの育成・確保、および給与水準の引き上げ

81

栄区は他の地域に比べ、グループホームが少ない印象です。

質の点から安易に株式会社の運営によるものを増やすのではなく、福祉に強い

③

民間企業による運営や、既存の社会福祉法人の人材を充実させ、できるだけ福祉

法人内でグループホームを増設してもらえることを合わせて要望いたします。

また他の自治体では以下のような試行がされていると聞きます。

将来的に新しい形の障害者の住居の検討を進めていただくことも希望いたします。

具体的には以下のものです。

・親子が近くで暮らせるような、同じ敷地内に高齢者・障害者向け施設を併設する形

・民間有料老人ホーム内に障害者向けの居住スペースを設けた形

・グループホームサテライト型一人暮らし（軽度の人向け）

福祉事業所も人手不足で送迎がままなりません。

タクシー業界も人手不足です。

タクシーは中型のユニバーサルデザインタクシータクシーが主流になり、スト

レッチャータイプのように大きな車椅子は乗車が出来ません。

限られた大きなタクシーを予約することも一苦労です。

現在主流の中型のユニバーサルデザインタクシー以外の車両に変更するには

金銭的な負担が大きいと伺いました。

教育を受けること、社会に参加することが叶わない横浜市の現状は何年も変わっていません。

82

③

みなとみらいには様々な企業の本社が移って来ています。

横浜市の強みともいえると思います。

当事者、ご家族、福祉の現場、民間企業の中でやれることは継続していきませんが、

移動に関しては行政の働きかけや金銭的な援助が必要な時期に来たと思います。

医療的ケア児・者の移動が‘普通に’出来るようになれば、高齢者にも子育て世代

も‘普通’の移動が叶うと思いますし、多様な働き方が可能になりつつある今、

教育を受け、社会に出ることが出来れば納税者としての未来もみえてくると思

います。  
要望は毎年届いていると思います。

移動問題について、中間見直しも不十分だと感じます。

横浜市の見解を伺いたいです。

P28

1-2 暮らし 生活の場面1 住む・暮らす (現プラン参考59～72)

多機能型拠点の整備・運営について

市内4館目となる北東部方面多機能型拠点(仮称)が令和5年度末に竣工予定、

市内6館の整備に向けて・とあります。

対象となる障害児・者が増加していて、医療的ケアを必要とする障害児が

83

③

	<p>そつぎょうごりよう にっすう かぎ ふくすう しせつ りよう 卒業後利用するのに日数が限られ、複数の施設を利用したり、あきらめざるを え 得なかつたりしている状 況 です。</p> <p>ようちしゅとく こんなん おお しせつ ひつよう 用地取得など困難はありますが、もっと多くの施設が必要です。</p>	
84	<p>よこはましちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん ○横浜市地域生活支援事業の移動支援について(1-3 移動支援)</p> <p>いどうかいご おこな かつどう はば みなお 「移動介護」で行える活動の幅の見直しをしてもらいたい。</p> <p>しょうがいしゃ よ かかつどう しょうがいしゃ おや い み も 障害者の余暇活動、障害者の親のレスパイトの意味を持つこのサービスで 行 える活動の幅が狭いため利用者のニーズに応えられない場面がある。</p> <p>おこな かつどう おこな かつどう せんび むずか ほんだん なや じぎょうしゃ また、行える活動と行えない活動の線引きが難しく判断に悩むため事業者や りようしゃ かんたん ほんだん いちらんひょう つく 利用者が簡単に判断できる一覧表のようなものを作ってもらいたい。</p> <p>たと えいが やきゅうかんせん あめ ひ じぎょうしょ かつどう (例えば、プール・カラオケ・映画・野球観戦・雨の日に事業所で活動する…)</p>	③
85	<p>よこはましちいきせいかつしえんじぎょう いどうしえん ○横浜市地域生活支援事業の移動支援について(1-3 移動支援)</p> <p>か えいきょう つよ う いどうしえん いらい コロナ禍の影響を強く受けた移動支援は、依頼があってもヘルパー不足で希望 に沿うのが難しい状 況 にある。</p> <p>いどうしえんじぎょうしょ じつたい ちようさ かくほ たいさく けんとう ねが 移動支援事業所の実態を調査して、ヘルパー確保につながる対策の検討をお願い したい。</p>	③
86	<p>いどうしえん 1-3移動支援について</p> <p>じゅうどじゅうふくしょうがいじしゃ いどうしえん たいせつ 重度重複障害児者にとって移動支援はとても大切です。</p> <p>さいきん く しゃかいふくしきょうぎかい いどうしえん な し おどろ 最近、区の社会福祉協議会の移動支援が無くなったことを知り 驚 きました。</p> <p>かぞく そうげい みんかん あんか りよう いどう 家族がいつでも送迎できるわけではないので、民間より安価に利用できる移動</p>	③

	<p>しえん ほんとう じゅうよう 支援は本当に重要です。</p> <p>とくべつしえんがっこう そつぎょうご つうしょ そうげい もんだい 特別支援学校はともかく、卒業後の通所では送迎の問題がついてまわります。</p> <p>しせつ そうげい かぞく そうげい つうしょ 施設の送迎がなく、家族が送迎できなければ通所できません。</p> <p>みんかん ふくしゅうしやう くるまいす の たいへん ちゅうがた 民間の福祉有償タクシーや、車椅子では乗るのが大変な中型のユニバーサル デザインタクシーだけでは足りません。</p> <p>しゃかいふくしきょうぎかい いどうしえん じゅうじつ 社会福祉協議会の移動支援を充実させてください。</p>	
87	<p>こうれい おや しょうがい こ いっしょ にゅうしょ つきこうれいか 高齢になった親と障害のある子が、一緒に入所できる「サービス付高齢化 住宅」のような施設を望んでいます。</p> <p>おや な あと す かんきょう へんか にがて 親亡き後、そのまま住めるような…（環境の変化は苦手なので）</p> <p>たようせい じだい こうれいしゃ しょうがいしゃ わ こま ひと あつ す 多様性の時代です。「高齢者」「障害者」と分けずに困った人が集まり住める 場を強く希望します。</p>	③
88	<p>・グループホーム従事者が集まりにくいと聞いています。夜間のフォロー体制や 単独で対応する負担を感じることで、手当が低いことが理由ではないかと伺う 機会がありました。</p> <p>グループホームで暮らせる方を増やしたいと想いはありますが、受け皿が充実 する手当、体制が組みやすい手当を望みます。</p>	③
89	<p>グループホームに関して</p> <p>グループホームの人材が不足しています。</p> <p>夜間の対応を慣れない方が働いているところもあります。</p>	③

	<p>市としても人材育成に力を入れてほしいと思います。</p> <p>ご本人が高齢になり日中の事業所に行けなくなった時の対応が不十分です。</p> <p>人的に日中にもホームにいられるように人材を用意できるような金額とも保障して下さい。</p> <p>自閉症の方への対応が現場の職員として不十分です。</p> <p>研修の強化をお願いしています。</p> <p>時間的余裕や人材不足のために研修に行ける余裕がないことも原因だと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	
90	<p>重度知的障害者の娘は施設入所もグループホーム入居も叶いません。</p> <p>両親の死後にタライ回しにされ、ストレス、不安のなか、治まっていた二次障害である強度行動障害が強くなり、自傷したり、破壊行為をするのを、みすみす放置するというのでしょうか。</p> <p>知的障害者の為の入所施設を作らないというのなら、重度の、親が高齢な障害者の為のグループホームを横浜市が支援などと悠長な事でなく、率先して作って下さい。</p> <p>親がまだ在宅で介護出来ている内に！！ 優先順位は高いはずです！！</p>	③
91	<p>・重度障害の方対応のグループホームの充実に取り組んで下さい。</p> <p>R6年以降、具体的な数値目標を重度障害の方を分けて設けたのは良いと思いますが、具体的な施策が見えてきません。</p>	③

	<p>施設入所者数の数値は減っていくのに、グループホームの数値目標のあがり具合はそれほどでもありません。</p> <p>そもそも新設のホーム「200人」の数値のうち、半分以上が重度の方を受け入れるとは思えませんので、重度の方のこの数値目標はどう達成されるのでしょうか？地域で住まいに困り、横浜を出なければならない方も沢山います。</p>	
92	<p>障害者同士の交流会（違うセンターと）（男女間の交流も兼ねて）弱者同志の良い所を見出してお互いにプラスにして前向き的人生を送って人生楽しんでいく事が一番ではと思います。</p> <p>語学の勉強をして外国人を多く受け入れる事（少子高齢化で雇用が足りなくて外国人に頼る時代はきています。グローバル化 今こそ人との交流が必要と思います。（デジタル化はA Iとかで人間をおびやかす存在であると）（ついていけない人も）</p>	③
93	<p>○公共交通機関のバリアフリー化</p> <p>全国で駅の無人化が進んでいます。無人化に際してはインターホンの位置が視覚障害者にわかるようにしてほしい。バス路線の変更や時刻変更が、紙で掲示されるだけで視覚障害者に伝わらないことがあります。</p> <p>利用者の中には視覚障害者がいることを踏まえた情報発信をしていただきたい。駅の構内に鉄骨むき出しの柱を見受けることがあります。</p> <p>緩衝材を巻くなどけがの防止策を講じてください。</p>	③

<p>94</p>	<p>○バリアフリー<sup>ほこうくうかん</sup>歩行空間</p> <p>歩道<sup>ほどう</sup>と車道<sup>しゃどう</sup>との境界<sup>きょうがい</sup>を明瞭<sup>めいりょう</sup>にするため2センチの段差<sup>だんさ</sup>を確保<sup>かくほ</sup>してください。</p> <p>誘導用<sup>ゆうどうよう</sup>ブロックの上に自転車<sup>じてんしゃ</sup>や物<sup>もの</sup>が置かれていたり、立ち止<sup>たど</sup>まっている人<sup>ひと</sup>がいて困<sup>こま</sup>ることがあります。点字<sup>てんじ</sup>ブロックに関する啓発<sup>けいはつ</sup>もお願いいたします。</p> <p>歩車分離<sup>ほしゃぶんりしんごう</sup>信号<sup>しんごう</sup>は、音響式<sup>おんきょうしき</sup>信号<sup>しんごう</sup>設置<sup>せっち</sup>も併<sup>あわ</sup>せて整備<sup>せいび</sup>してください。</p> <p>横断歩道<sup>おうだんほどう</sup>を安全<sup>あんぜん</sup>に渡<sup>わた</sup>るためエスコートライン<sup>えすこーとらいん</sup>の設置<sup>せっち</sup>が増<sup>ふ</sup>えるよう期待<sup>きたい</sup>します。</p> <p>国<sup>くに</sup>でも検討<sup>けんとう</sup>が進<sup>すす</sup>められていますが、踏切内<sup>ふみきりない</sup>の視覚障<sup>しかくしょうがい</sup>害者<sup>がいしや</sup>誘導設備<sup>ゆうどうせつび</sup>を検討<sup>けんとう</sup>し、整備<sup>せいび</sup>するよう望<sup>のぞ</sup>みます。</p>	<p>③</p>
<p>95</p>	<p>移動<sup>いどう</sup>に関して</p> <p>プランではバリアフリー<sup>すいしん</sup>を推<sup>た</sup>進<sup>た</sup>し、建物<sup>たてもの</sup>や公共<sup>こうきょう</sup>交通<sup>こうつう</sup>機関<sup>きかん</sup>を整<sup>ととの</sup>えると挙<sup>あ</sup>げていますが、重心児<sup>じゅうしんじしや</sup>者が使<sup>つか</sup>う大型<sup>おおがた</sup>の車椅子<sup>くるまいす</sup>の人がタクシ<sup>ひと</sup>ーを利用<sup>りよう</sup>しづらくなっている現状<sup>げんじょう</sup>を把握<sup>はあく</sup>されていますか？</p> <p>移動情報<sup>いどうじょうほう</sup>センターは相談<sup>そうだん</sup>を受けるだけで、移動<sup>いどう</sup>の問題<sup>もんだい</sup>の解決<sup>かいけつ</sup>はしないと明<sup>めい</sup>言<sup>げん</sup>しています。</p> <p>タクシ<sup>きょうかい</sup>ー協<sup>もんだい</sup>会<sup>つた</sup>にこの問題<sup>いどうじょうほう</sup>をお伝<sup>れんけい</sup>えしたところ、移動<sup>いどう</sup>情報<sup>じょうほう</sup>センターとの連携<sup>れんけい</sup>はできていないとおっしゃっています。</p> <p>当事者<sup>とうじしや</sup>団体<sup>だんたい</sup>からは長年<sup>ながねん</sup>横<sup>よこ</sup>浜<sup>はま</sup>市<sup>し</sup>にこの件<sup>けん</sup>について要<sup>よう</sup>望<sup>ぼう</sup>を提<sup>てい</sup>出<sup>しゅつ</sup>していますが、明<sup>めい</sup>確<sup>かく</sup>な結果<sup>けっか</sup>がで<sup>で</sup>ておらず責<sup>せき</sup>任<sup>にん</sup>を持<sup>も</sup>ってこの問題<sup>もんだい</sup>を解決<sup>かいけつ</sup>するのは誰<sup>だれ</sup>なのかわからないまま、時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>が過<sup>す</sup>ぎています。</p> <p>この問題<sup>もんだい</sup>についてこの数<sup>すう</sup>年<sup>ねん</sup>、担<sup>たん</sup>当<sup>とう</sup>部<sup>ぶ</sup>署<sup>じょ</sup>は具<sup>ぐ</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>に何<sup>なに</sup>をしていたのでしょうか。</p>	<p>④</p>

<p>96</p>	<p>軽度知的障害と発達障害をあわせ持つ 20代の息子たちがサポートホーム事業 終了後、地域でアパート暮らしをしています。</p> <p>週に二回、夕食作りと清掃を援助、指導していただくためにヘルパーさんに きていただいています。精神障害手帳があると認められる身体介護としての 訓練的な家事指導が、療育手帳のみでは対象になりません。</p> <p>事業所さんへの給付や制度の正しい利用を保つために療育手帳に加え、精神 障害者手帳も申請、保有しております。</p> <p>発達障害やてんかんの診断名から両方の手帳の対象ではありますが、知的 障害のみでも身体介護の内容に合致するサービスであれば利用を可能にして欲 しいと思います。</p> <p>軽度の知的障害のみでも同じサービス内容なら、身体介護としての認定を願 いいたします。</p>	<p>④</p>
<p>97</p>	<p>1-3移動支援</p> <p>ガイドヘルパー利用による外出の支援についてですが、療養介護の施設におい ては施設から直接の外出が可能になっており、入所者もガイドヘルパーの 利用で外出することができてとても良いことだと思えます。</p> <p>しかし、障害者支援施設（身体障害者療護施設）の場合は、施設から直接ガ イドヘルパーの利用で出かけることはできません。</p> <p>ガイドヘルパーの利用をするためには自宅に2泊して、施設にいない中1日を作 ってその日にガイドヘルパーの利用をする必要があります。</p>	<p>④</p>

	<p>こうれい おや しえん こんなん 高齢の親はその支援をするのが困難です。</p> <p>しせつ せいかつ ひつよう かいじょ じょうたい にゆうしよしゃ たの 施設では生活に必要な介助をするのがぎりぎりの状態で、入所者が楽しむため</p> <p>がいしゅつ しえん こんなん がいしゅつ しえん いりようきかん じゅしん しえん に外出する支援までは困難で、外出の支援は医療機関の受診のための支援をす</p> <p>るのが精一杯の状況です。</p> <p>にゆうしよしゃ がいしゅつ きかい も しせつ 入所者が外出する機会を持つことができるように、施設からのガイドヘルパー</p> <p>りよう 移動支援の利用のあり方を変更し、移動支援を進めてくだ さい。</p>	
98	<p>じゅうたく じゅうたく あんぜんあんしん いっぱんじゅうたく 住宅セーフティネット住宅は安全安心が一般住宅よりしっかりしてないとい</p> <p>けない。サポートホーム推進期待します。</p>	④
99	<p>しえいじゅうたくあか たんしんしゃ こうりゅう じゅうたくない ば 市営住宅明るくしてほしい。単身者も交流して住宅内に場があるといいなど</p> <p>おもいます。模様替え承認もなかなか許可がでないとか。</p>	④
100	<p>どにち こうどうしえん ・土日の行動支援</p> <p>こうどうしえんぎょうしゃ すく どんち おや むすこ くぶん たか しょうがい 行動支援業者が少なく、土日は親がみえています。息子のように区分の高い障害</p> <p>者の支援の時給が高くなるようにお願いしたいです。</p> <p>おや だい からだ うご まいしゅうどにちがいしゅつ つ だ 親がまだ50代なので体が動きますが、このままでは毎週土日外出に連れ出</p> <p>すのは難しくなります。</p>	④
101	<p>しょうがいじ しゃ いどう しえん さまざま し く だれ P43 障害児・者の移動を支援する様々な仕組みにある「タクシー」の「誰もが</p> <p>つか 使いやすい「ユニバーサルデザインタクシー」の導入促進の部分、「ユニバー サルデザインタクシー」=「現在主流のユニバーサルデザインタクシー」と考</p> <p>えて進めていくのであれば、再検討をお願いします。</p>	④

げんざい、タクシーがいしゃへのヒアリングでは、おお、くるまの、おおがたのユニ  
 バーサルデザインタクシーから、かぎられたくるまいすの、ちゅうがたの  
 ユニバーサルデザインタクシーに入れ替わっているとの、はなしがありました。  
 ぼじょきん、かんけいもあるようですので、よこはまし、けんとう、ねが  
 じゅうしん、かた、くるまいす、おお、ひとり、こと、ちゅうがた  
 重心の方の車椅子の大きさは、一人ひとり異なり、中型のユニバーサルデザイ  
 ンタクシーに、の、くるまいす、かた  
 乗れない車椅子の方もいらっしゃいます。  
 だれ、の、しゃりよう、どうにゅう、あ、ねが  
 誰もが乗れる車両の導入も合わせてお願いします。

102

わたしは、とうきよう、う、にしく、そだ  
 わたしは、東京で生まれ、西区で育てました。  
 ほとんどの、じかん、にしく、なか、す  
 ほとんどの時間を西区の中で過ごしています。  
 むすこ、う、そだ、にしく  
 息子を産み…育てているのも西区です。  
 むすこ、とも、にしく、く、ふべん、かん  
 息子と共に西区で暮らすまでは、不便を感じたことはありませんでした。  
 しょうてんがい  
 商店街はフレンドリー。  
 さか、おお、あそ、ぼしよ  
 ちょっと坂は多いけど、遊ぶ場所もある。  
 よこはまえき、でんしゃ、ある、い  
 横浜駅にでるのも、電車、バス、タクシー、歩いても行ける。  
 にしく、だいす  
 そんな西区が大好きです。  
 むすこ、そだ、ねん  
 でも、息子を育て、25年。  
 おお、せいちょう、むすこ、とも、くるまいす、おお、めんきよ、と  
 大きく成長した息子と共に車椅子も大きくなり、免許を取らなかつたわたしに  
 は、おでかけが、むずか  
 難しくなりました。

④

遊びに行く手段なら、諦めればいい。

でも、病院や訓練に行く際、誰かのお手伝いがないとでかけることができなくなりました。

特に、新しくなったU D タクシー

あのタクシーには、息子の車椅子は乗れません。

予約してきてもらっても乗れないことが何度もありました。

大きな車椅子対応のタクシーが各タクシー会社に1台はあると、いいなと感じています。

そして、できることなら、昼夜問わず予約に対応して頂けると…もっと言えばみなさんがタクシーを呼ぶ時みたいな携帯で簡単に呼べるようになったら…いいなと思っています。

遊びに行くことも…諦めることなく…当たり前に行ける日がくるといいなと思っています。

○横浜市地域生活支援事業の移動支援について(1-3 移動支援)

「移動支援事業のサービス提供責任者の資格要件について」

移動支援事業のサービス提供責任者の資格要件が介護福祉士等の介護に寄った

103

要件になっていて、障害児者の支援を行っている事業者が要件をクリアしに

くい状況になっている。

「移動支援」には移動支援のサービス提供責任者の資格要件（障害児者の施設

での直接支援等を評価する、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を

④

	<p>ひょうか しょうが かがち かがた しょうがいとくせい りかい こうりよ けいかく      評価する) 形にした方が障害特性の理解などを考慮した計画やサービスが      ていきよう おも けんとう      提供できるように思うため検討してもらいたい。</p>	
104	<p>いどうしえん      移動支援のヘルパーをやっています。</p> <p>しょうがいしゃ よかしえん きぼう ちが      障害者の余暇支援の希望はそれぞれに違います。</p> <p>いま よこはまし いどうしえん いどう こべつ びようどう たいおう      今の横浜市の移動支援は移動のみなので個別のニーズに平等に対応していると      は言いがたいです。</p> <p>いどう いどう よかしえん よかしえん わ ひとり      移動は移動、余暇支援は余暇支援とサービスを分け(もちろん一人のヘルパーが      たいおう だれ びようどう う か      対応)誰でもサービスを平等に受けられるようなシステムに変えていくことが      ひつよう      必要ではないでしょうか。</p> <p>しょう しゃ がいしゅつ しえん ひつよう      障がい者の外出にはトータルな支援が必要です。</p> <p>い ところ こと じぶん いし き こと あんしん あんぜん      行きたい所、やりたい事を自分の意志で決める事はもちろん、安心・安全にサ      ービスを受けられる仕組みを作っていくのが市の仕事ではないでしょうか？</p> <p>いどう      移動のみのサービスでは障がい者の余暇支援は成り立ちません。</p> <p>あたら さつきゅう けんとう くだ      新しいサービスを早急に検討して下さい。</p>	④
105	<p>きょじゅう ちく かが      居住地区に関わらずシーサイドラインを利用して福祉事業所へ通所している      しょうがいしゃ ふくしていきけん じきていきけん はっこう ねが      障害者に福祉定期券(磁気定期券)の発行をお願いします。</p> <p>シーサイドラインは無人駅が多く、福祉定期券(磁気定期券)を持たない障がい者      は、まいにちえきいん えき かいさつ ふくしとくべつじょうしゃけん まどぐち ていじ えきいん きつが      は、毎日駅員のいる駅の改札で福祉特別乗車券を窓口で提示し、駅員より切符      をまいう と まい かね ぶん ほかん まい かいさつき とお つうか      を2枚受け取り、1枚は帰りの分として保管し、1枚を改札機に通して通過して</p>	④

	<p>います。帰りの分の切符を紛失しないようにしておくなど、本人の負担になります。</p> <p>ぜひ、改善をお願いいたします。</p>	
106	<p>診断による障害の等級と実生活の中での大変さは必ずしも比例せず、等級と実際の日々の困難さが乖離している場合もあるのに等級によるサポート内容でしか受けられない現実に苦労している。</p> <p>軽度・中度の判定と重度判定で受けられるサポート内容の差が激しく重度判定ではなくとも、または軽度・中度だからこそ生じる介助などがもっと考慮されて欲しい。等級ではなく、必要なサポートを受けられる体制になって欲しい。</p> <p>また、サポートによっては、所得制限があるが、障害のある当事者ではなく、親の収入によりサポートが受けられない事は是正されるべきだと思う。当事者の権利を親の収入が阻む事は歪に感じる。</p> <p>昨今では所得制限にあたる収入であっても生活に大幅な余裕が持てるとはいえず、また平等性にも欠けると思う。</p>	④
107	<p>移動支援について、現状は紙の福祉乗車券で対応しているが、特に地下鉄など窓口が大変混雑しており、中々出入りが難しいことがやや多く直面している。</p> <p>したがってICカードに福祉乗車券の情報を入れて一般の方と同様に改札を通れるようにするべきであろう。</p> <p>例えばICカードであれば1500円にしても私は当事者として考えている。</p> <p>是非、意見として取り込んでほしい。</p>	④

108	<p>民間住宅入居の促進 精神障害者であることを理由に入居を断わられたという話をよく聞きます。</p> <p>現に我が子も2ヶ所断われ自立生活の意欲を失いかけてました。</p> <p>就労もして生活は安定しているのに…です。</p> <p>共生社会というコトバが現実のものになっていないと感じます。</p>	④
109	<p>〇夕方支援の充実を(1-2 暮らし 日中一時支援)</p> <p>まだまだ事業所数が増えている学齢期の放課後支援(放課後等デイサービス)となかなかサービス提供先がない障害者の夕方支援。</p> <p>放課後等デイサービスの充実とともに、就労している保護者が多くなってきている現状がある中、卒業と同時に放課後過ごす居場所が極端に少なく、親の就労継続が難しくなるケースが増えている。</p> <p>生活介護事業所終了後、直接自宅に帰るしかない選択肢のない今の状況は、意思決定支援を行う上でも、課題が大きい。</p> <p>夕方支援を充実させ、障害者の放課後の過ごしに選択肢の幅を広げて欲しい。</p>	<p>しゅうけい 集計 ちゅう 中</p>
110	<p>・「移動情報センターの推進」は、これ以上数値があがることはないかと思えます。</p> <p>事業開始後、10年が経過しているのに、「制度周知不十分」はおかしいのではないのでしょうか？障害サービス制度が変わり、計画相談も広がってきている現在の形にあわせた事業内容もしくは閉鎖も含めた検討が必要では</p>	<p>しゅうけい 集計 ちゅう 中</p>
111	<p>〇公共交通機関のバリアフリー化</p>	<p>しゅうけい 集計</p>

ホームへの（いわゆる）ホームドア設置を望みます。

ちゅう  
中

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他（質問・感想等）

なんばー No.	いけん 意見	たいおう 対応  ぶんるい 分類
112	<p>せいかつ ぼめん あんぜん あんしん                      生活の場面2 安全・安心</p> <p>でんげん よう いりょうき き ざいたく しょう いりょう じ たい さいがいじ                      「電源を要する医療機器を在宅で使用するいわゆる医療ケア児に対し、災害時の</p> <p>ひじょうようでんげんそうちとう かくほ しえん じじよ きょうか                      非常用電源装置等の確保を支援し、自助の強化につなげます」</p> <p>【意見】医療的ケア児に対して、災害時に自助の力を高めるような支援の必要性                      については同意しますし、さらに推し進めていただきたいです。</p> <p>いっぽう さいがいじ みづか ちから じじよ でき いりょうき じ                      一方で、災害時に自らの力では「自助」の出来ないのは、医療的ケア児だけ                      ではありません。身体障害者で自走・電源の車いすを利用している方も、車い                      すを押す方や電源が切れれば、「自助」のやりようがありません。また、災害時に                      しょうがいとくせい たい はいりよ かんきょう お じへいしょうしゃ ふおん ばあい                      障害特性に対しての配慮のない環境に置かれた自閉症者は不穏となる場合が                      すく 少なくないので、彼らへの環境配慮も「自助」には必要だと考えます。</p> <p>いりょうき じしえんほう せいてい いりょうき じ てあつ せいさく じっし                      医療的ケア児支援法が制定され、医療的ケア児に手厚い政策を実施すること                      は賛成ですが、上記のような他の障害をもった方たちが、災害時に置き去りに                      されないようにバランスの取れた政策の実施を求めます。</p>	①
113	<p>こ びょういん せいじんびょういん いこう たいへん おも                      ○子ども病院から成人病院に移行するのも大変な思いをしています。</p> <p>いこうさきびょういん せんたくし すく こと                      移行先病院の選択肢があまりにも少ない事。</p> <p>じゅうしん こ りかい いりょうしゃ すく こと                      重心の子どもを理解してみてもらえる医療者が少ない事。</p>	②

	<p>こども おとな 子供から大人になると、急に家族の負担が増える気がしています。</p> <p>たくさんのいのち たす たくさんの命が助かります。</p> <p>じゅうしん かたがた せいかつ う ざら お 重心の方々の生活の受け皿が追いついていないように感じています。</p> <p>どうかよろしくおねが いします。</p>	
114	<p>せいしんしつかん 精神疾患のあるものが他の病気になったときの医療費。診察。など安心してか</p> <p>かりたい。そうごうびょういん じゅんび せいしんかびょういん た か 総合病院の準備。精神科病院の他科</p> <p>いしゃ そんざい 医者の存在がほしい。又高齢になったとき療養型の病室もほしい。</p>	③
115	<p>せいかつ ばめん 2 あんぜん あんしん 生活の場面2 安全・安心</p> <p>せいしんしつかん がっぺい しんたいきゅうきゅうかんじゃ てきせつ いりょうきかん えんかつ ほんそう 「精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよ</p> <p>う、きゅうきゅういりょうたいせい こうちく う、救急医療体制を構築します」</p> <p>いけん いりょうきかん りんぱんたいせい へいじつひるま やかんきゅうじつ せいび 【意見】医療機関による輪番体制を平日昼間だけでなく、夜間休日を整備し、</p> <p>う い たいせい かくほ 受け入れ態勢を確保しました、とありますが、精神疾患があることでの、横浜</p> <p>せいぶ ちく いりょうきかんがわ う い きよひ たびたび 西部ブロック地区では医療機関側からの受け入れ拒否が度々あります。</p> <p>いりょうきかん きゅうきゅうたい びょういん いそう かんが ある医療機関であれば、救急隊がほかの病院に移送することも考え</p> <p>つぎつぎ きよひ まるいちにち じ かんちか きゅうきゅうたい さが られますが、次々と拒否され、ほぼ丸一日（15時間近く）救急隊が探して</p> <p>くれたケースもあり、受け入れ態勢が実際に とうの かんが ととの整っているとは考えられず、</p> <p>かいぜん もと 改善を求めます。</p>	③
116	<p>&lt;2-1 けんこう いりょう しょうがいしゃ つう けんこう たいりょくづく しえん 健康・医療 障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援&gt;</p>	③

げんきよう  
【現況】

ラポールとラポール<sup>かみおおおか</sup>上大岡センターはどちらも<sup>さかえくざいじゅう</sup>栄区在住の<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者にとっては  
かよ<sup>ぜんぱん</sup>通いづらく、スポーツ全般を<sup>にちじょうてき</sup>日常的に楽しむ<sup>たの</sup>場所<sup>ぼしょ</sup>がありません。<sup>さかえ</sup>栄スポーツセ  
ンターに<sup>しょうがいしゃむ</sup>障害者向けの<sup>きょうしつ</sup>教室がなく、市内の<sup>しない</sup>障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>スポーツの<sup>たいかい</sup>大会はハマピッ  
クなどに<sup>かぎ</sup>限られており<sup>しゅもく</sup>種目も<sup>すく</sup>少ないです。

プールについては、<sup>さかえ</sup>栄プールが<sup>へいさ</sup>閉鎖された<sup>げんざい</sup>現在、<sup>こうなん</sup>港南プールは<sup>こ</sup>かなり<sup>こ</sup>混みあっ  
ており、<sup>いっぱんかいほうじ</sup>一般開放時には<sup>しょうがいじしゃ</sup>障害児者が<sup>きがる</sup>気軽に<sup>りよう</sup>利用しづらい<sup>かんきよう</sup>環境です。ラポールを  
<sup>れんしゅうきよてん</sup>練習拠点としている<sup>すいえい</sup>水泳の<sup>せんしゅいくせい</sup>選手育成プロジェクトに<sup>げんざいさんか</sup>現在参加しているあしたば  
かいいん<sup>はなし</sup>会員の<sup>じ</sup>話では、19時に<sup>きょうしつ</sup>教室が<sup>しゅうりょう</sup>終了し、<sup>きたく</sup>帰宅は<sup>じはん</sup>20時半との<sup>どう</sup>ことで、同プロジェ  
クトへ<sup>さそ</sup>誘った<sup>なんにん</sup>何人かの方は<sup>かた</sup>“<sup>そうげい</sup>送迎が<sup>りゆう</sup>できない”という<sup>さんか</sup>理由で<sup>だんねん</sup>参加を<sup>だんねん</sup>断念された  
そうです。

ていあん  
【スポーツについての提案】

●スポーツ<sup>ぜんぱん</sup>全般

<sup>みぢか</sup>身近な<sup>しせつ</sup>施設（<sup>かくく</sup>各区の<sup>ちく</sup>スポーツセンターや<sup>とう</sup>地区センター等）で<sup>さんか</sup>参加できる<sup>ふていき</sup>不定期・  
および<sup>ていき</sup>定期的<sup>しょうがいしゃむ</sup>の障害者向け<sup>きょうしつ</sup>スポーツ<sup>かいせつ</sup>教室を<sup>しゅもく</sup>開設し、<sup>ふ</sup>種目も<sup>ふ</sup>増やしていくことを  
<sup>きぼう</sup>希望します。

<sup>かいじょう</sup>会場に<sup>かよ</sup>通いやすいということは、<sup>おも</sup>やってみようと思う<sup>おも</sup>きっかけになり、<sup>けいぞく</sup>継続  
していくために<sup>もつと</sup>最も<sup>じゅうよう</sup>重要な<sup>じょうけん</sup>条件<sup>ひと</sup>の一つです。

	<p>ラポールは素晴らしい施設ですが、同じ横浜市内でも居住地から近くなければ      本人が自立で通えません。送迎する親の負担も重く、兄弟が幼く留守番が      ない家庭や、親が仕事や介護で送迎できないなど、参加したくても通えない方が      多くいます。</p>	
117	<p>障害者スポーツの大会や競技会のようなイベントの開催が増えることを希望し      ます。      大会や競技会は継続してスポーツに取り組むうえでの目標となり、練習のモ      チベーションが向上します。また、大会での経験や結果は自信や自己肯定感、さ      らなる向上心へと繋がります。</p>	③
118	<p>2年間生活介護の事業所を探しているが決まらない。どこの事業所も定員いっぱい      手のかかる子は受け入れない それでは一生事業所は決まらない。港南区      は事業所も少なく事業所が出来ない。港南区に事業所を作ってほしい。事業所に      重度の利用者を受け入れるよう指導、介入を行政ですて欲しい。一つの生活介      護事業所につき何名か受け入れる指定をして欲しい。苦しんでいる障がい者と      その家族の為に早急に対策して欲しい。港南区は障がい者事業に消極的 もう      少し障がい者事業に力を入れて欲しい。コロナワクチンについて病院へ行け      ない人もいます。訪問かもしくはどっか場所を設けて頂けると出来る障がい者      が助かる 医療も障がい者が行ける総合病院を作ってほしい</p>	③
119	<p>思春期のメンタルヘルスに力を入れてください。ある調査によると 11歳で 14      % の子どもが精神疾患に似た体験をしているそうです。この時期の対応で</p>	③

	<p>発症の予防につながると言われています。カウンセリングやストレスへの対処など保護者も含めた早期支援教育が必要です。</p>	
120	<p>○医療従事者研修</p> <p>眼科の医療従事者が、必ずしも教育や福祉の領域について承知していないのが現実です。中途視覚障害者のことを考えると医療・福祉・教育・就労が有機的に連携するよう期待するところです。</p>	③
121	<p>障害のある子を育てています</p> <p>戸塚区か泉区、栄区、港南区あたりに歯科保健医療センターを作りたい</p> <p>障害のある子を連れて、桜木町まで行くことは大変で、今後、親が高齢になると、連れて行く事がさらに困難になります</p> <p>今は、桜木町まで行くよりはまだ近いと、藤沢の南部歯科診療所へ連れて行っています</p> <p>よろしくご検討ください</p>	④
122	<p>障害者対応していると記載のある病院も「どの程度の対応なのか」はわからず、新しく病院を探すときは、ほぼ知り合いの口コミです。</p> <p>耳鼻科は特に苦戦しております。</p> <p>いち保護者の意見になりますが、どうぞ宜しくお願い致します。</p>	④
123	<p>2-1 歯科診療について センターにおける診療件数の報告のみとなっており、評価もマルとざっくりとしたものとなっている。現実には二次医療機関への</p>	④

	<p>受診が2~4ヶ月待ちとなっており、新たなセンターの新設が急務である。また、協力歯科医院の研修数報告のみとなっており、高次医療機関との連携システムの展望も見えない。</p>	
124	<p>・歯科保健医療センターが市内に1か所しかないので遠くて困っています。      東西南北4か所に設置してほしいです。</p> <p>・子供が虫歯治療を受けるのに全身麻酔を使っているのですが、3~4か月待ちになります、この悲惨な状況を調べてほしいです。</p> <p>・横浜市の歯科保健医療センターの状況は政令指定都市の中では最悪の状況と聞いています。市はもう少し予算を使って充実させてもよいのではないのでしょうか。</p>	④

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他（質問・感想等）

なんばー No	いけん 意見	たいおう 対応  ぶんるい 分類
125	<p>                             3-1 療育 生活の場面3 育む・学ぶ                              障害児入所施設における入所児童の地域移行（新）について                              「グループホーム等についての地域移行を推進します」との事業概要について                              グループホームという箱ものだけ整理しても障害児入所施設が現状と変わらなければ地域移行は進んでいかない。                              箱モノの整備よりもいかに送り出しの準備ができるかが重要である。                              現在でも大人の準備ができないまま18歳になったからとグループホームに移行するケースもあるが移行がうまくいかず精神科病院の入院や戻れる住まいもなく、簡易宿泊所に流れるケースも見られる。                              障害児施設の入所の際に成人期に向けた体験や経験を積めるかが重要。またはグループホームに移行の前段階で中間施設【通過型入所施設】でのアセスメント、訓練が必須。                              グループホームで不穏になる前のレスパイト対応ができる施設の確保が必要。                              障害児施設は保護の立場でグループホームは大人としての対応が求められ、関わる視点が違うため、その状況を踏まえ移行が進められるような仕組みが                         </p>	②

	<p>必要となる。移行のために何が必要かそのために何を行っていくかをプランの中に盛り込んでほしい。</p>	
126	<p>3-1療育</p> <p>現在、知り合いから療育センターの初診待ちが10か月と聞いています。</p> <p>昨今のSNSの広告による、発達支援や早期療育に対する悪質な印象操作もあると思いますが、1歳半検診ですりでも輪から外れた親子が、不安なまま過ごす日が長く続いています。</p> <p>今は児童発達支援センターに行きたくても受給者証の発行もなかなかされないといわれていますが診断がつく前の親子に対するフォローが、もう少し何とかならないかなと思います。</p> <p>また、入り口である区のこども家庭支援課ですが、常に忙しそうな印象を受けております。</p> <p>保健師の数が足りず、パート職員で専門的な知識のない方が電話を受けることも多々あり、正直相談がしづらい印象があります。</p> <p>その状況で評価に○がついているのは、少々疑問が残ります。</p> <p>各部門のメールアドレスをホームページに記載して頂いているので、急ぎでない際はそちらから連絡を入れるようにしております。アドレスの記載がされていることには、本当に助かっております。</p>	②
127	<p>「3-1療育 (1)地域療育センターを中心とした支援の充実」</p> <p>かなり待機の時間が多くなっている実情があるようです。ソーシャルワーカー</p>	②

	<p>を増やし、保育園等だけではなく地域の子育てひろばや保育園のおひさまひろば等での巡回相談をお願いしたいです。</p>	
128	<p>・幼稚園・こども園の入園、加配、管理者・教諭・保育士への研修について      障害児が幼稚園・こども園に入園するのに当たって断られる事例があります。      私のこどもも近隣の園で断られ、どこにも行けず、児童発達支援に週5で行くことになりました。      加配をつけることもどこも難しい状況になっていました。私学助成をするならばしっかりとその対象のこどもに加配の先生をつけるだけの額を出して、希望した園児に加配を必ずつけるよう義務づけた方が良くと思います。      そして、障害児に対しての支援や理解をしていただくためにも全園の管理者(園長・副園長)や実際、活動をする先生に療育センター等で研修をしていただきたいです。      こども誰でも通園制度が制度化されるのであれば私立といえども障害児の受け入れを拒否したり、退園勧告をしないようにしていただきたいです。      それができないというならば横浜市で公立の幼稚園・こども園を各区に作り、受け入れをするべきです。</p>	②
129	<p>○障害児相談支援(3-1 療育)      青葉区では、学齢期の支援をやっている事業所は地域活動ホームと、他2事業所しかない。放課後等デイサービスが増え続ける中、相談支援事業所を増やしていくことが急務。</p>	②

	<p>相談員を増やすためにも、障害児の相談員の資格要件については、障害児福祉施設に加え、児童福祉施設で障害児と関わっている保育士や放課後児童支援員等にも広げてほしい。</p> <p>また、単独で運営できるような報酬の改善を行わないと、事業所は増えていかない。例えば、基本相談支援と計画相談支援からなる障害児相談支援の基本相談に報酬を算定することは考えられないか。</p>	
130	<p>・児童発達支援や、放課後等デイサービスの質や、支援計画が格差が大きすぎます。子どもは訴えることができないので、質の保障を考える必要があると思います。</p>	②
131	<p>療育センターの検査は半年も待たされ改善されません。もっと早く診断できるよう、施設を増やして下さい</p>	③
132	<p>養護学校高等部卒業時に「18歳の壁」が存在しているという記事を読んだ。</p> <p>養護学校高等部在籍中に利用していた放課後等デイサービスが卒業後に利用できなくなると、通所先から帰宅、家庭でどう過ごしていいかわからなくなると共に、学校から放デイ事業所まで送ってもらい、さらに自宅まで送ってもらっていたご家庭にとっては、保護者の働き方にも影響が及ぶとのこと。これを「18歳の壁」と呼ぶらしい。</p> <p>ここで、わからないことは「放デイ」では、何をしているのだろうか。まさか、ただの預かりではないだろう。</p> <p>障害のある子どもたちの歩みは「アリの歩み」であるが、いろいろな経験を積</p>	③

むことにより、できたという充実感、満足感をたくさん味わい、視野を広げながら、成長をしていく。これは障害の有無にかかわらない。だが、障害のある子どもたちは周りが経験の場を作り、一つ一つの経験を丁寧に積み上げなければならない。ここが障害のないお子さんとの違い。障害のないお子さんは自分で経験を積むことができるし、社会のルールは自然に身についていく。子どもに寄り添い、気持ちを理解して接するのは当たりまえのことで、それを少し丁寧に取組むことで障害のあるお子さんも成長していく。問題行動というのは保護者にとっての問題行動で、本人には理由があって、保護者に理解できない行動をしてしまい、問題行動と決めつける傾向がある。辛いのは本人である。困った行動には理由がある。その理由を理解しようとせず、ただ、押さえつけるだけの対応では将来が思いやられる。本人は社会のことがほとんどわからず、生きている。そのわからないことを教えられず、ただ、怒られているだけの日常が続いていたら、自分の周りのすべてを信用できなくなってしまう。

当然、「放デイ」もこのようなことを理解して、日々子どもと接しているだろうし、保護者の方々にも伝えてくれていると信じている。

発達障害や知的障害と診断されてから、18歳になるまで十数年ある。18歳になったら、ほとんどは社会人となる。死ぬまで社会人である。

これまで培ってきた経験を活かし、自分らしい生き方をしてほしい。それを望まない保護者はいないだろう。その為には学校時代に利用する「放デイ」には、「18歳の壁なんかありませんよ！」と放デイ事業者が自信をもっていえるよう

	<p>きぎょうどりよく つよ きたい に企業努力をしてほしいと強く期待する。</p>	
133	<p>3-2 教育 支援学校の数が増えていません。 今後増設するのが難しい世論になっていることは理解しておりますが、そもそも計画から新設の数が増えていません。私の住んでいる区には支援学校がありません。 また現在の校舎が古く老朽化が進んでいるにも関わらず、例えば我が子が通う支援学校も「養護学校から支援学校に名前が変わります」という校名部分の変更が先にされ、ぼろぼろの校舎やプールの改修などが後回しにされているとおもっています。 この現状で推進評価に○がつくのは疑問があります。</p>	③
134	<p>こんにちは。 私は成人を迎えた重心の子供を持つ母親です。 学校を卒業して、子供から大人にと色々と移行する時期を迎えました。 移行をやってみて、身に染みた事は子供から大人への移行がこんなにも問題ばかりな事に驚いています。 ○まず通える通所先が見つからない。 医療ケアなどあり、受け入れ先が限定され選択肢があまりにもない事。 事業所の人材不足もあって、より厳しい現状でした。</p>	③



	<p>ム等への入居による地域移行を推進します」</p> <p>【意見】障害児入所施設に入所中の、専門的な支援が望まれる児童が、18歳に達した際に入れるグループホームがあまりに限られており、入れたとしても、グループホームの職員自体が、「その方を受け入れるだけのスキルのある施設ではない」と言われてしまうことも少なくありません。強度行動障害や重複障害などがある方が少なからず障害児入所施設にいらっしやり、保護者としても出来れば、住み慣れた横浜市内で、と望んでも、県外も含めて探さざるを得ない状況を、どのようにお考えなのでしょうか。</p> <p>一方で、自立に近い軽度障害者の入れるグループホームは増加の一途をたどっていると思われ、グループホームの質の担保がなされるよう、施策の軌道修正を考えていただきたいです。そのためには、グループホームの支援力を評価する指標も必要になるのではないのでしょうか。</p>	
140	<p>「3-2 教育 (2)教育環境・教育活動の充実」</p> <p>特別支援学校教諭免許状の取得のための助成は素晴らしいと思えました。ありがとうございます。</p>	③
141	<p>北綱島特別支援学校は、校舎が狭く教室数も不足しており、子ども達にとって安全・安心な教育環境にするために、鶴見区に肢体不自由特別支援学校を新設してください。</p>	③
142	<p>横浜市立肢体不自由特別支援学校の看護師1人当たりの医療的ケア児数は、文部科学省の「医療的ケアに関する実態調査」では、全国最下位のレベルです。</p>	③

	<p>いりょうてき ひつよう じどうせいと あんぜん かくほ かんごし りあ  医療的ケアが必要な児童生徒の安全を確保するために、看護師1人当たりの</p> <p>いりょうてき じすう ぜんこくへいきん かんごしはいち ふ  医療的ケア児数がせめて全国平均になるように、看護師配置を増やしてくださ</p> <p>い。</p>	
143	<p>いちりつしたいふじゆうとくべつしえんがっこう じょうきん かんごし せんもんしよく はいち  市立肢体不自由特別支援学校に、常勤の看護師を専門職として配置してくださ</p> <p>い。</p>	③
144	<p>いりょうてき ひつよう せいと しんろじっしゅう ほごしゃ ふたんけいげん せいと  医療的ケアが必要な生徒の進路実習においては、保護者の負担軽減と生徒の</p> <p>じりつ したいふじゆうとくべつしえんがっこう かんごしはいち ふ  自立をはかるために、肢体不自由特別支援学校の看護師配置を増やしてくださ</p> <p>い。</p>	③
145	<p>いちりつとくべつしえんがっこう ようじじどうせいと じったい しえん ケア じゅうじつ  市立特別支援学校の幼児児童生徒に、より実態にそった支援・ケアを充実する</p> <p>ために、まだ日々の先生方の指導・支援の力量アップ(専門性の向上)を支え</p> <p>るために、肢体不自由特別支援学校と盲特別支援学校には理学療法士を知的</p> <p>しょうがいとくべつしえんがっこう さぎょうりょうほうし とくべつしえんがっこう げんごちょうかくし  障害特別支援学校には作業療法士を、ろう特別支援学校には言語聴覚士をそれ</p> <p>ぞれ常勤を1名以上配置してください。</p>	③
146	<p>こうほくくざい きたつなしまとくべつしえんがっこう こうしゃ せま きょうしつふそく かいぜん  港北区在の北綱島特別支援学校の「校舎の狭さと教室不足」について、その改善</p> <p>の1つとして「鶴見区内」に肢体不自由特別支援学校を新設願います。</p>	③
147	<p>したいふじゆうとくべつしえんがっこう いりょうてき ひつよう じどう あんしん あんぜん かくほ ため  肢体不自由特別支援学校の医療的ケアの必要な児童の安心・安全を確保する為</p> <p>に、看護師1人当たりの医療的ケア児数が、全国平均なみになるように、看護師</p> <p>の配置を増やしてください。また、常勤の看護師を配置してください。</p>	③
148	<p>いりょうてき ひつよう せいと しんろじっしゅう お ほごしゃ つ そ ふたんけいげん  医療的ケアの必要な生徒の進路実習に於いては、保護者の付き添い負担軽減と、</p> <p>せいとじしん じりつ たいめ したいふじゆうとくべつしえんがっこう かんごしはいち ふ  生徒自身の自立をはかる為にも肢体不自由特別支援学校の看護師配置を増やし</p> <p>てください。</p>	③

149	<p>しょうがいじ そだ おや 障害児を育てる親です。</p> <p>しない にんかほいくえん しりつようちえん しょうがい りゆう にゆうえん ことわ ひじょう 市内の認可保育園・私立幼稚園に障害を理由に入園を断られることが非常に</p> <p>おお こえ しゅうい き 多いとの声を周囲から聴きます。</p> <p>しょうがい りゆう ことわ えん じょうほう くと し しゅうしゅう たいおう 障害を理由に断る園の情報を区止まりにせず、市で収集し、対応につとめ</p> <p>てください。</p> <p>じちたい ふくしじぎょう にな にんかほいくえん しょうがい りゆう にゆうえんじたい ことわ 自治体の福祉事業を担う認可保育園が障害を理由に入園自体を断るのは</p> <p>しょうがいしゃさべつかいしょうほう はん おも 障害者差別解消法に反していると思います。</p> <p>し せきにん にんかほいくえん しどう かんり 市で責任をもって認可保育園の指導・管理をおこなってください。</p> <p>そのためまずは断られている人達の声を聴いてください。</p>	③
150	<p>P70</p> <p>きょういく せいかつ ぼめん はぐく まな げん さんこう 3-2 教育生活の場面3 育む・学ぶ（現プラン参考102～108）</p> <p>いりょうてき たいせい じゅうじつ 医療的ケア体制の充実について</p> <p>したいふじゆうとくべつしえんがっこう こう かんごし はいち いりょうてき ともな じどうせいと 肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置し、医療的ケアを伴う児童生徒が</p> <p>あんしん あんぜん きょういく う かんきょう せいび 安心・安全に教育を受けられる環境を整備しました・とあります。</p> <p>ねんど しりつしたいふじゆうとくべつしえんがっこう ざいせき いりょうてき たいしょうじどうせいと 2022年度の市立肢体不自由特別支援学校に在籍する医療的ケアの対象児童生徒</p> <p>は 152名に看護師の配置は 30名となりました。2023年度は 40名の配置となった</p> <p>ようです。しかし、医療的ケア児の看護師配置は、文部科学省が助成して全国的</p> <p>に進んでおり、昨年度比で全国平均レベルにするには 65名程度の配置が必要です。</p>	③

げんざい ひじょうきんかんごし はいち しゅくはくぎょうじ こうがい じっしゅうつ そ  
現在は非常勤看護師が配置されていますが、宿泊行事や校外での実習付き添い  
などもあり、かくこう めい じょうきんかんごし はいち もと  
各1名でも常勤看護師を配置することも求められます。

いちりつしたいふじゆうとくべつしえんがっこう こう こう きょうしつめんせき きょうあい あん  
市立肢体不自由特別支援学校6校のうち、3校は教室面積が狭隘なままです。安  
しん あんぜん きょういく う かんきょう せいび じんこうきゅうぞうちいき  
心・安全に教育を受けられる環境を整備するためには、さらに人口急増地域  
でもある横浜市北東部に肢体不自由特別支援学校の新設が必要です。

P71

3-2 きょういく せいかつ ばめん はぐく まな げん さんこう  
3-2 教育生活の場面3 育む・学ぶ (現プラン参考102~108)

とくべつしえんがっこう じゅうじつ  
特別支援学校の充実について

ざいせきじどうせいと しょうがい たようか じゅうどか ちょうふくか ふ きょういくかてい じゅうじつ  
在籍児童生徒の障害の多様化・重度化・重複化を踏まえ、教育課程の充実、

しせつせつび かいしゅう ふくししやりょう かつよう つうがくしえん あら ほうさく けんどう しこう  
施設設備の改修や、福祉車両の活用など通学支援の新たな方策の検討・施行な

きょういくかんきょう じゅうじつ と く  
ど教育環境の充実に取り組みます・・とあります

いちりつしたいふじゆうとくべつしえんがっこう こう こう きょうしつめんせき きょうあい なかむら  
市立肢体不自由特別支援学校6校のうち、3校は教室面積が狭隘なままで、中村、

きたつなしま ひがしまの かくとくべつしえんがっこう とくべつしえんがっこうせつちきじゆん て ばーせんと  
北綱島、東俣野の各特別支援学校は、特別支援学校設置基準に照らして46 %、

ばーせんと ばーせんと こうしゃめんせき がっこう かよ じどうせいと  
47 %、66 % の校舎面積しかありません。これらの学校に通う児童生徒の

あんしん あんぜん きょういく う かんきょう せいび しせつせつび かいしゅう  
安心・安全に教育を受けられる環境を整備するためには、施設設備の改修に

とどまらず、じんこうきゅうぞうちいき よこはましほくどうぶ したいふじゆうとくべつしえんがっこう  
とどまらず、人口急増地域でもある横浜市北東部に肢体不自由特別支援学校の

しんせつ さっきゅう ひつよう  
新設が早急に必要です。

151

③

	<p>したいふじゆうとくべつしえんがっこう りがくりょうほうし びーていー さぎょうりょうほうし おーていー げんご      肢体不自由特別支援学校には、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語      ちようかくし えすていー はいち ひび がっこうせいかつ うんどうきのう いじ かいぜん      聴覚士(S T)の配置をすることで、日々の学校生活での運動機能の維持・改善      えんげ しょくじけいたい じよげん しえん かのう げんざい      や嚙下・食事形態などへの助言や支援をうけることが可能になります。現在は      じゆんかい じっさい じよげん う きかい きわ かが じつじよう      巡回で実際に助言などを受ける機会が極めて限られているのが実情です。</p>	
152	<p>ほうかごとう そうげいかさん      放課後等デイサービスの送迎加算について</p> <p>そうげいかさん さんてい そうげいしゃ たいしようじどう がっこう じたく そうげい さい おこな      送迎加算の算定は送迎車で対象児童を学校や自宅に送迎した際に行えるが、      じどう せいかつのうりよくこうじよう と ほ こうきようこうつうきかんとう しょう むか とう      児童の生活能力向上のために徒歩や公共交通機関等を使用したお迎え等を      しょくいん つ そ      職員が付き添うことがある。      さい さんてい で き      その際にも算定が出来るようにしてもらいたい。</p>	③
153	<p>ほうかごとう じどうしどういんかはいかさん      放課後等デイサービスの児童指導員加配加算について</p> <p>しかく も しょくいん はいち かさん さ ほんらいしょうがいじ ほうかご がっこう      資格を持つ職員の配置によって加算に差があるが、本来障害児の放課後や学校      きゆうぎようび す じゆうじつ せいど かんが りがくりょうほうしとう      休業日の過ごしを充実するための制度であることを考えると「理学療法士等      はいち かさん じどうしどういんとう はいち かさん さ つ      を配置した加算」と「児童指導員等を配置した加算」に差を付けずにしてほしい。</p>	③
154	<p>ほうかごとう えんちようかさん      放課後等デイサービス延長加算について</p> <p>ともはたら かにい ふ ほごしや たいちようめん きょうだいじ じじよう      共働きのご家庭が増えていること、保護者の体調面や兄弟児の事情からも、      かいしよじかん こ ゆうがた しえん ひつようせい もと かさん たいしよう      開所時間を超えた夕方までの支援の必要性が求められている。加算の対象でな      じかんみまん じぎようしよ えんちよう あず もと たいおう      い5時間未満の事業所でもニーズがあり、延長の預かりを求められ対応してい      えんちようかさんたいしようじぎようしよ ようけんかんわ じつたい ひつよう おも      る。延長加算対象事業所の要件緩和が実態として必要と思われる。</p>	③
155	<p>3-2 きよういく      教育について</p>	③

	<p>とくべつしえんがっこう じゅうじつ 特別支援学校の充実</p> <p>いりょうてき じ がっこうかんご し ぞういん 医療的ケア児のために学校看護師が増員されてきたことは有難いですが、</p> <p>つるみく こうほくく したいふじゆう とくべつしえんがっこう た とち い 鶴見区・港北区には肢体不自由の特別支援学校が足りません。土地がないと言っ</p> <p>ていますが、いっばんこう じんずう ふ たいおう ていますが、一般校は人数が増えれば対応しています。障害児の学校もそれと同</p> <p>じようにたいおうしてください。</p>	
156	<p>しょうがいじ たじ ばあい そうてい 障害児が多児の場合の想定がされていない。介助の困難さは単純に人数分増す</p> <p>ものではなく、げんば たいへんこんなん じょうきよう ものではなく、現場は大変困難な状況になるが、そこに対する支援が全くな</p> <p>く、ぎょうせい かんが ほ く、行政には、そちらについても考えて欲しい。</p>	③
157	<p>ほうかご 放課後デイサービスにて ことば ぎやく 言葉の虐待がありました（おやつが他の子とち</p> <p>がうときもあるようです）じぎょうしょ 事業所アンケートに書いても何の対応もありません。</p> <p>ほんにん 本人も、あやふやな事しか言わなくなってきました。じぎょうしょ つた 事業所に伝えても、本人の</p> <p>せいにされます。「せいかく 性格がねじまがっている」といわれました。どうしたらしょうめい 証明</p> <p>できるのでしょうか</p>	③
158	<p>はったつしょうがいじどう 発達障害児童もおおくなっているが、しりつしょうがっこう 私立小学校にかよっているものも公的な</p> <p>しえん 支援うけられるのでしょうか？</p>	④
159	<p>ほうかご はい ・放課後デイに入りにくいです</p> <p>こども ねんちゅう とき うご はじ しょうがくせい とき はい き 子供が年中の時から動き始めなければ小学生になった時に入れないと聞きます。</p> <p>おや ぶたん おお 親の負担がとても大きいです。</p>	④
160	<p>ほうかごとう 放課後等デイサービス個別サポート加算について</p>	④

	<p>個別サポート加算に紐付けされた調査項目のスコアを、保護者の方に十分な説明もないまま記入を求められている。そのため、スコアによる判定と利用者の支援実態との間に齟齬が生じる場合もある。保護者に何のための調査かを事前説明する必要があるのではないか。</p>	
161	<p>個別支援学級にしながら、一般クラスで勉強のできる子供が、みまもりで、時には大人の介入が必要な時に、親に病気があると、公園遊びにも付き合えませんが、その場合の子供への支援がなく、友達作りがうまくできません。移動支援または通所等に含めてほしい。</p>	④
162	<p>●教育</p> <p>保育園幼稚園で障害児が受け入れてもらえない状況を知ってほしい。改善してほしい。</p> <p>幼稚園を途中退園し、保育園を探しましたが7箇所電話・見学して受け入れ可能な園は1箇所だけでした。</p> <p>(自転車ですぐ通える距離で、療育と連携が取れ、1人以上の空きがある保育園が7箇所でした。)</p> <p>5箇所は人手不足を理由に電話で断られました。</p> <p>電話で空きがある話だったので障害を伝えると急に埋まることもありました。</p> <p>4人の空きがあっても「障害がある」とつたえると「人員不足で難しい」と断られます。もう無理だと心が折れました。</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>

	<p>療育センターの S W に相談し、一緒に探してもらい入園することができました。</p> <p>人手不足は本当にあると思いますが、インクルーシブを進める前に人材育成・環境整備を強くお願いしたいです。</p>	
163	<p>・特別児童扶養手当が取得しにくいです。</p> <p>他の自治体だとそんなにハードルが高くないと聞きます。</p> <p>障害児を育てるのには大変お金がかかります。</p> <p>どうにかなりませんか</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>
164	<p>・障害があると入園できなかったり、退園させられたりする園に対して指導してほしい。</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>
165	<p>○障害特性に応じた教育の充実</p> <p>通常の学校の教員が特別支援教育の知識を持つことは意義があると思います。</p> <p>特支免許取得の受講料補助は、小・中学校に限定せず、高校や特別支援学校教員も対象にしてください。個別支援学級の担任は、特別支援教育の知識のある教員を配置してください。</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>
166	<p>○就学説明会</p> <p>幼児の屈折異常を検査する機器が開発されています。3歳児検診に導入し早期に医療や教育機関につながるよう体制を整備してください。</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>
167	<p>○早期教育</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>

	<p> <small>もうとくべつしえんがっこう</small>では、<small>いぜん</small>から<small>そうききょうい</small>く<small>そうだん</small> <small>じっせん</small>を実践しています。視覚障<small>しかくしょうがい</small>害  <small>きょうい</small>くにおいても<small>そうききょうい</small>く<small>じゅうようせい</small>が<small>してき</small>指摘されています。視覚障<small>しかくしょうがい</small>害乳幼児・  <small>ほごしゃ</small>の<small>そうだん</small>・<small>しえんきかん</small>として<small>もうとくべつしえんがっこう</small>（<small>ようちぶ</small>）をプランに<small>めいき</small>明記して          いただきたいと<small>かんが</small>考えています。       </p>	
--	---	--

【たいおうぶんるい対応分類】

- ① いけんを踏まえ、げんあんに反映するものや、こんごたいおう今後対応していくもの
- ② いけんの趣旨が既に計画に含まれているもの
- ③ こんご今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他（た質問・感想等）

なんばー No.	いけん 意見	たいおう 対応  ぶんるい 分類
168	<p>4-2 日中活動</p> <p>重症心身障害者が卒業後に利用する生活介護事業が北部（他の地域も）で足りていません。卒業後に日中活動を利用することができないと、生活が成り立ちません。生活介護利用者数は増えていく計画になっていますが、数を増やすだけでなく、生活介護が足りない地域の事業所を増やし、重症心身障害者の利用ができるようにする必要があります。放課後等デイサービスで重心支援の実績のある事業所に生活介護事業を手掛けるように働きかけるなど、重症心身障害者が利用できる所を増やして、特別支援学校卒業後に安心して生活介護が利用できるようにしていく必要があると思います。そのための具体的な働きかけをしていただき、必要な日中活動の整備を進めてください。</p>	③
169	<p>地域活動支援センターについて（P80）</p> <p>・地域活動支援センターの果たしている役割は社会参加の促進、地域で精神障害者の居場所作りや孤立予防にもなっている。そのため数値目標だけではなく具体的な取り組み内容等をプランに明記すべき。</p>	③
170	<p>何気ない会話ができるサロン風の明るい場がほしい。（ピアの存在も）</p>	③
171	<p>障害者手帳を使える場所を増やして欲しいです</p>	③



そのうえで、<sup>こうか</sup>効果<sup>で</sup>が出ていない<sup>せいさく</sup>政策<sup>については</sup>改善<sup>かいぜん</sup>を図<sup>はか</sup>っていただくよう<sup>ねが</sup>お願い  
いたします。

○<sup>ちいきかつどうしえん</sup>地域活動支援センター<sup>せいしんさぎようじょがた</sup>（精神作業所型）<sup>い ち づ</sup>の位置付けについて

<sup>だい</sup>第4期<sup>きしやうがいしや</sup>障害者プラン<sup>において</sup>、<sup>ち かつ</sup>地活<sup>もくひよう</sup>の目標<sup>かしょ</sup>は130ヶ所<sup>よこ</sup>で横ばいでした。

<sup>こんかい</sup>今回の<sup>そあん</sup>素案<sup>じっせきち</sup>の実績値<sup>み</sup>を見ると、<sup>しよ</sup>137~8ヶ所<sup>じっせき</sup>の実績<sup>きほう</sup>で、<sup>おう</sup>希望<sup>そうせつ</sup>に応じて<sup>そ</sup>創設<sup>せつ</sup>されて  
いて<sup>あんしん</sup>安心<sup>しました</sup>。

<sup>こんご</sup>今後も<sup>びぞう</sup>微増<sup>けいかく</sup>の計画<sup>しめ</sup>を示<sup>し</sup>てくださっています。

<sup>いっぽう</sup>一方で、<sup>なか</sup>プラン<sup>ち かつ</sup>の中で<sup>も</sup>地活<sup>きのう</sup>が持つ<sup>ふ</sup>機能<sup>には</sup>ほとんど<sup>ふ</sup>触れ<sup>られ</sup>ておらず、<sup>にっちゆう</sup>日中  
<sup>かつどうさき</sup>活動先<sup>い ち づ</sup>の1つ<sup>という</sup>位置<sup>つけ</sup>です。

<sup>さいきん</sup>最近<sup>ち かつ</sup>の地活<sup>かた</sup>では、<sup>ひさびさ</sup>ひきこもり<sup>しゃかいさんか</sup>の方が<sup>こころ</sup>久々<sup>さい</sup>に社会参加<sup>ほんにん</sup>を試<sup>みる</sup>際に、<sup>本人</sup>本人<sup>なり</sup>なり

174 のペース<sup>ち かつ</sup>で地活<sup>りよう</sup>を利用<sup>はじ</sup>し始める<sup>ふ</sup>ことが<sup>ふ</sup>増えて<sup>きて</sup>います。

また、<sup>ちようきにゆういん</sup>長期入院<sup>いっぽ</sup>からの<sup>いっぽ</sup>はじめ<sup>かつよう</sup>の一步<sup>としても</sup>も活用<sup>される</sup>ようになって<sup>きて</sup>い  
ます。

<sup>にゆういん</sup>入院<sup>ちりよう</sup>で治療<sup>しゆうりよう</sup>が<sup>たいいん</sup>終了<sup>せいかつ</sup>し退院<sup>なか</sup>しても、<sup>なか</sup>生活<sup>なか</sup>の中で<sup>つく</sup>リズム<sup>を</sup>をうまく<sup>つ</sup>作<sup>れ</sup>ないと、

<sup>さまざま</sup>様々な<sup>よういん</sup>要因<sup>たいちよう</sup>から<sup>くず</sup>体調<sup>さいにゆういん</sup>を崩<sup>お</sup>し<sup>お</sup>再入院<sup>そんざい</sup>となる<sup>ケース</sup>が<sup>多く</sup>存在<sup>して</sup>います。

<sup>いりようがわ</sup>医療側<sup>てん</sup>もその<sup>こうりよ</sup>点を<sup>いりよう</sup>考慮<sup>ふくし</sup>し、<sup>れんけい</sup>医療<sup>なか</sup>と福祉<sup>にゆういんちゆう</sup>の連携<sup>ち かつ</sup>の中で<sup>りよう</sup>入院<sup>ち かつ</sup>中<sup>りよう</sup>から地活<sup>りよう</sup>を利用<sup>し</sup>

はじめ、<sup>ぐたいてき</sup>具体的な<sup>せいかつ</sup>生活スタイル<sup>も</sup>のイメージ<sup>も</sup>を持って<sup>から</sup>退院<sup>たいいん</sup>につなげて<sup>ゆく</sup>、と  
いう<sup>と</sup>取り組<sup>み</sup>も<sup>ふ</sup>増えて<sup>きて</sup>います。

<sup>いじよう</sup>以上<sup>と</sup>のような<sup>と</sup>取り組<sup>み</sup>が<sup>できる</sup>背景<sup>はいけい</sup>には、<sup>じゆきゆうしやしやう</sup>受給者証<sup>はっこう</sup>の発行<sup>ま</sup>を待つ<sup>こと</sup>とな

③

	<p>く、タイムリーに支援<small>しえん</small>に繋<small>つな</small>ぐことができる 通所頻度<small>つうしょひんど</small>や滞在時間<small>たいざいじかん</small>をあまり気にすることなく、その人<small>ひと</small>なりのペース<small>かよ</small>で通<small>かよ</small>うことができるといった地活<small>ちかつ</small>の機能<small>きのう</small>・特徴<small>とくちょう</small>が存在<small>そんざい</small>します。</p> <p>このように、地活<small>ちかつ</small>はひきこもり傾向<small>けいこう</small>に有<small>あ</small>る方<small>かた</small>にとって社会参加<small>しゃかいさんか</small>しやすい場<small>ば</small>あり、そしてすでに通<small>かよ</small>っている方<small>かた</small>にとっても大切な社会参加<small>たいせつ しゃかいさんか</small>の場<small>ば</small>として地域<small>ちいき</small>の存在<small>そんざい</small>しています。</p> <p>その辺り<small>あた</small>をプランに掲載<small>けいさい</small>していただき、より地活<small>ちかつ</small>の機能<small>きのう</small>を広<small>ひろ</small>めてもらえたらとおもいます。</p>	
175	<p>障害者スポーツ<small>しょうがいしゃ</small>の指導者育成講座<small>しどうしゃいくせいこうざ</small>の充実<small>じゅうじつ</small>、開催頻度<small>かいさいひんど</small>や開催場所<small>かいさいばしょ</small>を増<small>ふ</small>やし、宣伝<small>せんでん</small>に力<small>ちから</small>を入れるなどの取組み<small>とく</small>を希望<small>きぼう</small>します。</p> <p>身近な施設<small>みぢか</small>（各<small>しせつ</small>区<small>かく</small>のスポーツセンターや地区センター等）で参加<small>ちかく</small>できる不定期<small>とう</small>・</p> <p>および定期<small>ていき</small>の障害者向けスポーツ教室<small>しょうがいしゃむ</small>を開設<small>きやうしつ</small>し、種目<small>かいせつ</small>も増<small>しゅもく</small>やしていくことや、</p> <p>障害者スポーツ<small>しょうがいしゃ</small>の大会<small>たいかい</small>や競技会<small>きやうぎかい</small>のようなイベントの開催<small>かいさい</small>が増<small>ふ</small>える取組み<small>とく</small>を支<small>ささ</small>えるために、障害<small>しょうがい</small>の知識<small>ちしき</small>があり障害特性<small>しょうがいたくせい</small>に応じた対応<small>おう</small>や指導<small>たいおう</small>ができる、障害者<small>しょうがいしゃ</small>スポーツの指導員<small>しどういん</small>や介助者<small>かいじょしゃ</small>の養成<small>ようせい</small>・確保<small>かくほ</small>が何<small>なに</small>よりも重要<small>じゅうよう</small>です。</p>	③
176	<p>○水泳<small>すいえい</small>について</p> <p>栄区近隣<small>さかえくきんりん</small>の公営<small>こうえい</small>プールにおいて障害児者<small>しょうがいじしゃ</small>が利用<small>りよう</small>しづらい状況<small>じやうきやう</small>の改善<small>かいぜん</small>と日常的<small>にちじやうてき</small>に水泳<small>すいえい</small>を楽しめる環境<small>たの</small>の確保<small>かんきやう</small>につつまして、以下<small>いか</small>のことを要望<small>ようぼう</small>いたします。</p> <p>港南<small>こうなん</small>プールなど近隣<small>きんりん</small>の公営<small>こうえい</small>プールに障害児者向け<small>しょうがいじしゃむ</small>の優先利用時間<small>ゆうせんりようじかん</small>や優先レーン<small>ゆうせん</small></p>	③

	せっち を設置してほしい	
177	こうなん きんりん こうえい しやうがいじしゃむ すいえいきやうしつ すいえい 港南プールなど近隣の公営プールに障害児者向けの水泳教室・水泳クラスを せっち 設置してほしい	③
178	しんたいしやうがい ため しせつ とりくみ すす はったつしやうがい たい 身体障害の為の施設や取組はだいが進んできたが、発達障害に対するものは少 なく感じる。きけん なく す ごせら こうえん うんどうじやう かくちてん てきせつ なく感じる。危険なく過ごせる公園や運動場など、また、各地点に適切なサポ ートがほしい。げんじやう げんじやう げんじやう げんじやう げんじやう ートがほしい。現状、そういった物がほぼない。	③
179	せいかつかいごじぎやうしよ うた て たいやう しやうじやうじ たぬき 生活介護事業所で歌をうたっているが「手のひらを太陽に」や、「証城寺の狸ば やし」「七つの子」「おもちゃのマーチ」「春の小川」など。りやうしや さい 利用者は、20才から40 さい じたく くーがほーむ いま りゆうこう きよく き たの 才であり、自宅やG Hでは、今の流行している曲を聞いて楽しんでいる。 こうとうぶ そつぎやう がつ はい かた ちてき しんたい かた くしやう 高等部を卒業して4月に入った方は知的、身体の方、みんなびっくりして苦笑し ていたが、しえんしや ようす き ほんにん じぎやうしよ 支援者はその様子に気がつかない。本人のための事業所となっている じぎやうしよ すく こま がばん ふく ふくしきよく じぎやうしよ き 事業所は少ないのではないか。細かな部分も含めて福祉局として事業所へ聞きと りしてほしい。「しかたがない」でほんにん お りしてほしい。「しかたがない」で本人たちを置きざりになっている	③
180	○スポーツ・ぶんか げいじゆつ しな い かくしゆしせつ しやうがいじ しゃ りやう かんきやうせいび はか じゃくし 市内の各種施設を障害児・者も利用できるよう環境整備を図ってください。弱視 がっきやう ざいせき じどう せいと しかくしやうがい であ きかい すく おも 学級に在籍する児童・生徒は、視覚障害スポーツに出会う機会が少ないと思わ れます。つうきやうとうけんきやうきやうぎかいじゃくしがかい いてい と く れます。通級等研究協議会弱視部会が一定の取り組みをしています。が、 しやうがいしや いっそう ふきやう けいはつ きたい 障害者スポーツの一層の普及・啓発を期待します。	③
181	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センターについて (P80)	④

	<p>すうちもくひょう ふ い おも ・数値目標として増えているのは良いと思う</p>	
182	<p>ちいせいかつしえんたきのうきよてんこうなんく 地域生活支援多機能拠点港南区はすくないのでは。みなみ。 こうなんく よこはま なんが きよてんじゅうじつ 港南区など横浜の南部？に拠点充実してほしい。</p>	④
183	<p>かみおおおか き としき りょうじょうきょう ラポールが上大岡に来た時はよろこんだが利用状況は？</p>	④
184	<p>こうえい しせつ かぎ みんかん かつよう みんかん しやうがい 公営プールでは施設が限られるので、民間プールを活用する。民間プールに障害 じしゃむ すいせい せつち ぎやうせい ほじよきん せんもん 児者向けの水泳クラスを設置する。そのために行政からの補助金や専門の しどうしゃ はけん ふきゅう しえん 指導者の派遣などで普及を支援する。</p>	④
185	<p>とくべつしえんがっこう そつぎょう ねんはんた しんろ き 特別支援学校を卒業して1年半経つのに進路が決まらないです。 こう じっしゅう けんい けんことわ がっこう すす く たんたんかよ こと 高3で実習6件行き、5件断られ学校が薦めた●●区の●●●に淡々通う事 に。ところが2日で他害を理由に首に。電話対応した幹部の頼りない説明、翌日 には利用者脱走等で不審に思い自ら利用中断。この事は1年半前に健康福祉局 には母、連絡済。 しんろ き じじよ たた たがい おも どうして進路が決まらないのか、次女に叩く、つねる、けるの他害があるのも思 いが（緊急事態宣言で学校3か月休校、進路で慣れない見学、実習で次女の たがい ひど 他害は酷くなり…。） こう たんにん ●●せんせい き なか ●●せんせい あいさつ かえ 高3担任●●先生のやる気のなさ、中にはいい先生もいるのだが、挨拶しても返 ってこない、眠そう、実習時、人の不利になる様な尊を言う、担任の父が亡くな り実習をぬける、だったら高3なんて受け持つな！！授業中に居眠りをする せんせい しんろ せんせい かる しょうがい おも あ おな ところ 先生もいます。進路の先生は軽い障害でも重くても空きがあれば同じ所を</p>	④

	<p>しょうかい けいかくそうだん うご たよ はは せいいつぱいうご げつざいたくご つうしょ 紹介する。計画相談は動かない、頼りない。母は精一杯動き5か月在宅後、通所</p> <p>しゅう か き のこり か う ちかつ けん はったつしょうがい 週3日は決まったものの残り2日が埋まりません。地活3件断られ、発達障害</p> <p>しえん つうしょさき じたく き こと さいきん じゆきゆうしゃしょう 支援センターが通所先と自宅に来てくださる事に。つい最近、受給者証の</p> <p>さいにんてい つうしょさき き けいかくそうだん や 再認定も。カンファレンスを通所先で行い、やる気のない計画相談は辞めてもら</p> <p>いました。●●●が倒産した時、救済があるんじゃないのか。進路が決まる</p> <p>まで学校を うった こと ひか ちょうど きかい おも がっこう まで学校を訴える事は控えていましたが、丁度いい機会だと思いました。学校</p> <p>かぎ しょうがいふくしきしょうかい ひとおお に限らず、障害福祉業界、おかしな人多いです。</p>	
186	<p>しゅうろう 就労について</p> <p>はたら しょうがいしゃ まんぞく しゅうにゆう かくほ ・やっと働けるようになった障害者に満足できる収入を確保してほしい。つ</p> <p>らい おも はたら ていちんぎん つづ らい思いをして働いて低賃金では、モチベーションが続かない。</p> <p>せいしんしょうがいしゃ つづ たいへん しゅうろういこうじぎょうしゃ かいしゃ れんけい ・精神障害者は、続けていくことが大変です。就労移行事業者と会社が連携し</p> <p>て、なが しえん つづ ていちやく おも て、長く支援を続けられれば、定着していくと思います。</p>	④
187	<p>じゅうどうほうもんかいご ようけん じゆきゆう りゆう たんか ひく 重度訪問介護の要件があっても、受給できない理由に、単価が低いことがあ</p> <p>り、しゅうろう さ ね はたら ほうほう り、就労するとさらに下がります。そのため、寝ないで働くしか方法があり</p> <p>ません。また、きょたくかいご う じゅうばん はたら ません。また、居宅介護で受けられないがゆえに、十分に働けません。</p>	④
188	<p>ほうかごどう たすう 放課後等デイサービスが多数ありますが、</p> <p>さいがっこうそつぎょうご ゆうがた つうしょ 18歳学校卒業後の夕方の通所サービスはありません。</p> <p>ろうどうしゃじんこう げんしょう 労働者人口が減少していくなかで、</p> <p>はたら けいぞく よこはまし 働くことを継続できない横浜市にならないように、</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>

	<p>18歳以降の夕方<sup>ゆうがた</sup>の在り方<sup>あかた</sup>をどうするのか、 検討<sup>けんとう</sup>することをプラン<sup>い</sup>に入れてください。</p>	
189	<p>学齡<sup>がくれい</sup>の間<sup>あいだ</sup>は放課後<sup>ほうかご</sup>デイサービスがあり、本人<sup>ほんにん</sup>も同年代<sup>どうねんだい</sup>の仲間<sup>なかま</sup>と楽しめる<sup>たの</sup>余暇<sup>よか</sup>にもなっている（放課後<sup>ほうかご</sup>や土曜日<sup>どようび</sup>、長期<sup>ちようき</sup>休みの時<sup>とき</sup>）。又、母親<sup>ははおや</sup>にとっても定期的<sup>ていきてき</sup>に預か<sup>あず</sup>ってもらえている場<sup>ば</sup>があるお陰<sup>かげ</sup>で 17時まで<sup>じ</sup>仕事<sup>しごと</sup>をしていられる。又は午後<sup>またごご</sup>から自分の通院<sup>じぶんつういん</sup>や親<sup>おや</sup>の介護<sup>かいご</sup>（通院付添<sup>つういんつきそい</sup>）等に時間<sup>じかん</sup>を使<sup>つか</sup>えるが、子ども<sup>こ</sup>が成人<sup>せいじん</sup>したとたん<sup>たん</sup>にこの様な場<sup>ようば</sup>が無いのが現実<sup>げんじつ</sup>で障害児<sup>しょうがいじ</sup>に比べて障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>の余暇<sup>よか</sup>やサービスが 遅<sup>おく</sup>れています。どうか施策<sup>しさく</sup>を考<sup>かんが</sup>えて欲<sup>ほ</sup>しいです。</p>	<p>しゅうけい 集計  ちゅう 中</p>

【対応分類】

- ① 意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの
- ② 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの
- ③ 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他（質問・感想等）

なんばー No.	いけん 意見	たいおう 対応  ぶんるい 分類
190	<p>・ 中間見直しでの評価で〇がとても多いと感じた。</p> <p>・ 確かに「～を実施した。」等が、ほとんどで、実施出来たら「達成なのだなあ」と思った。現場としては実施したことに加え「それでどうなったのか」が、重要なんだけど... と思う。</p> <p>・ それでどうなったのかの報告もあると良かった。</p>	①
191	<p>肢体不自由者の学校卒業後の生活について提案します</p> <p>生活介護事業所が居住地の近い場所では見つからず、家族の送迎で離れたエリアへの通所を強いられています。</p> <p>送迎の時点で家族の疲弊はもちろんですが、本人の自立も遠ざかっています。</p> <p>肢体不自由のある児童の生活訓練も可能な教育の場が設けられないものでしょうか。</p> <p>地方の政令指定都市にもある規模の大きい特別支援学校などでは、ずり這いができる程度の生徒も寄宿舎で集団生活を送っています。</p> <p>重心の生徒と比べて会話ができたり、少しばかり学習をした生徒が社会人になり、自分の能力が社会で通用しないと知り、引きこもりや家族介護に頼り切っているケースがあります。</p> <p>家族も在学中優等生だった子供のイメージから脱せられず、支援を受けること</p>	③

	<p>ちゅうちよ しゃかい みちび きょういく じっし しゃかい で ひと を躊躇しています。社会に導くような教育を実施しないと社会に出られる人 もその機会を奪われています。</p> <p>しゃかいじん とし おそ ざいがくちゅう しゃかい ちいき かか きゅう それは社会人になる時では遅く、在学中から社会や地域と関わっていないと急 には関わってもできないものです。</p> <p>ざいがくちゅう じりつくれんがた しゅくはくばしょ しゅう なんにち す じぶん 在学中から自立訓練型の宿泊場所で週の何日かを過ごしなが、自分ででき ることを増やし、生活する力をつけて卒業していくことで、進路の選択肢や 自分の能力を確認でき、地域の作業所などで働けるのではと思います。</p> <p>いま うご いりょうてき ひと なか ちてき もんだい さぎょう かた また、今の動ける医療的ケアのある人の中には知的に問題なく作業できる方もい ます。看護師や医療ケアのできるスタッフがいれば遠方まで通わずとも地域で通 う施設の選択肢もあるはずです。</p> <p>そうごうてき ちいきせいかつ やく た きかんそうだん しょうがい ひと とく じゅうしん い 総合的に地域生活の役に立つはずの基幹相談は障害のある人（特に重心、医ケ アのある人）の生活力や可能性の想像が足りず、ただヒアリングだけをして提案 や提示をしてくれません。</p> <p>きかんそうだん いま しごと しょうがいしゃ ちいきせいかつ ほんとう じつげん しん 基幹相談の今の仕事で、障害者の地域生活を本当に実現できるのか信じられま せん。</p>	
192	<p>さいきん よこはまし くに どうこう そく うご けいこう かん ・最近の横浜市は国の動向に則した動きにならない傾向があるように感じてい る。国の動きを見越したうえでの制度・施策の設計や、現場の声を拾う事が望 ましいと思われる。国の動きと異なる動きが先に来ってしまう事で、後手後手に なっている印象もあるので、この点に関しては国の基本方針を踏まえて第5期 障害者プラン作成にあたって意識していただきたいと思う。</p>	③

193	<p>「<small>しょうがいしゃけんりじょうやく</small>障害者権利条約」について、<small>しせつ</small>施設や<small>びょういん</small>病院の<small>ちようきりよう</small>長期利用は<small>さべつ</small>差別だとして<small>かんこく</small>勧告がありました。<small>しょうがいしゃ</small>障害者プランにおいても、<small>ぐたいてき</small>具体的な<small>こうどうけいかく</small>行動計画として、<small>かんれん</small>関連するテーマの<small>なか</small>中に<small>お</small>折り込んでください。</p>	③
194	<p><small>さい</small>3歳の子供が<small>じへいしやう</small>自閉症と<small>ちてきしやうがい</small>知的障害です。  <small>おも</small>主に<small>おや</small>親の<small>してん</small>視点での<small>いけん</small>意見となります。</p> <p>・まず、この<small>しょうがいしゃ</small>障害者プランの<small>しみんいけんぼしゆう</small>市民意見募集の<small>にんちど</small>認知度が<small>ひく</small>低すぎます。<small>くやくしょ</small>区役所の<small>まどぐち</small>窓口の人すら<small>わ</small>分からない<small>ようす</small>様子で、<small>しりよう</small>資料も<small>いちぶ</small>一部しかないと言われました。(広報にも乗ってないと思いますと言われました)</p> <p><small>こ</small>個々に<small>ゆうそう</small>郵送などで<small>し</small>知らせるのが<small>むずか</small>難しいとしても、<small>りやういく</small>療育センターや<small>しょうがい</small>障害のある<small>かた</small>方が<small>りよう</small>よく利用する<small>しせつ</small>施設でこのようなものがあると<small>し</small>お知らせすることはできませんか？</p> <p><small>ぼしゆうきかん</small>募集期間も1ヶ月と<small>かげつ</small>短いと思います。</p> <p><small>しみん</small>市民の<small>こえ</small>声を<small>き</small>聞く<small>き</small>気があるのだろうかと思ってしまうました。</p>	④
195	<p><small>しょうがいしゃ</small>障害者プランが<small>ちてきしやう</small>知的障がいのある<small>かたがた</small>方々に<small>わ</small>分かりやすい<small>さっし</small>冊子やインターネット<small>じやう</small>上での<small>み</small>見やすい<small>がめん</small>画面づくりを<small>さくせい</small>作成してください。<small>ルビ</small>をつけるだけでは<small>ないよう</small>内容の<small>りかい</small>理解が<small>むずか</small>難しいのです。</p>	④
196	<p><small>とく</small>特に<small>しんせいじほうもんいん</small>新生児訪問員(保健師・<small>じょさんし</small>助産師・<small>みんせいいいんとう</small>民生委員等)の<small>しつ</small>質を上げてほしい。</p> <p><small>ぜんこほうもん</small>全戸訪問が<small>ぜんてい</small>前提なら、<small>ていけいはったつ</small>定型発達の<small>おやこ</small>親子の<small>なや</small>悩みを<small>けいちょう</small>傾聴する<small>やくわり</small>役割ばかりでなく、  <small>ひていけいじ</small>非定型児や<small>びやうじ</small>病児に対して、<small>てきせつ</small>適切な<small>そうだんきかんとう</small>相談機関等に<small>つな</small>繋げる<small>やくわり</small>役割があること、また、そ</p>	<p>しゅうけい 集計</p> <p>ちゅう 中</p>

やくわり おも の役割の重さについても理解し、ぜんこほうもん いぎ いまいちどみなお 全戸訪問の意義を今一度見直してほしい。

ほうかつてき じゅうそうてき いちばんじっこうせいたか この段階ではないか。  
(包括的、重層的、が一番実効性高いのは、この段階ではないか。)

【対応分類】

- ① いけん つま え、げんあん はんえい 意見を踏まえ、原案に反映するものや、こんごたいおう 今後対応していくもの
- ② いけん しゆし すで けいかく たく 意見の趣旨が既に計画に含まれているもの
- ③ こんご けんとう さんこう 今後の検討の参考とさせていただくもの
- ④ その他 (しつもん かんそうとう 質問・感想等)

# 障害児者を対象に含む防災・減災に係る補助・助成制度等について

## 1 趣旨

第4期障害者プランでは、「災害時における自助・共助の情報共有の推進」として、障害者施策推進協議会などで情報共有を行うこととしています。

今回、災害時における自助・共助の取組として、障害児者を対象に含む補助・助成制度等について報告します。

## 2 補助・助成制度等の説明

### (1) 家具転倒防止対策助成事業

#### ア 対象者

同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、②～

⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

#### イ 助成・補助の内容

家具転倒防止器具の取付代行（器具代は申請者の負担となります。）

#### ウ 申請時期・申請方法等

【申請時期】令和6年1月31日までに申込みされた方（先着300件）

【申請方法】・郵送（ちらし付属の申請書をご利用ください。）

・電子申請（横浜市HP又はちらし記載のQRコードをご利用ください。）

## (2) 感震ブレイカー助成事業

### ア 対象者

(ア) 地震火災対策地域にお住まいの方(ちらし2ページ参照)かつ

(1) 同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

① 65歳以上

② 身体障害者手帳の交付を受けている

③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている

④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている

⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、②～

⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

### イ 助成・補助の内容

感震ブレイカー(簡易タイプ)の取付代行及び器具代の一部助成

### ウ 申請時期・申請方法等

【申請時期】令和6年1月31日までに申込みされた方(先着300件)

【申請方法】・郵送(ちらし付属の申請書をご利用ください。)

・電子申請(横浜市HPまたはちらし記載のQRコードをご利用ください。)

## (3) 住宅用火災警報器取付け支援

### ア 対象者

住宅用火災警報器の取付けをすることが困難な高齢者や障害者世帯のうち、

取付け支援を希望する世帯

### イ 助成・補助の内容

申込者が保有する住宅用火災警報器の取付けを消防職員が代行

(ご希望に応じて、その他の住宅防火のアドバイスをさせていただきます。)

## ウ 申請時期・申請方法等

お住いの区の消防署窓口か、電話・FAX等により申込み。代理の方の申込みも可能。

## (4) 防災ベッド・耐震シェルター

### ア 対象

震度6強以上で倒壊する恐れのある昭和56年5月以前に建てられた2階建て以下の木造住宅であり、申請者が実際にお住いの住宅に設置する場合

### イ 助成・補助の内容

防災ベッドは10万円、耐震シェルターは30万円を上限とし、設置費に対して補助

※防災ベッド、耐震シェルターとは、住宅の内部に設置し、鉄製、木製のフレームなどにより、建物が倒壊しても生存空間を確保できる製品

## ウ 申請時期・申請方法等

補助対象製品リストの事業者から見積書を取得し、補助交付申請書一式をそろえて、建築局建築防災課に提出（窓口又は郵送）。

申請期限は特に定めていませんが、年度内に設置ができ、かつ設置完了届を提出していただく必要があります。

## 3 周知等

ここでご紹介した事業は、①対象地域が限られている、②申請窓口を委託先にしている、③市単独の補助事業のため毎年度必ず実施されるわけではない、④助成件数に限りがある、などの理由で、「障害福祉のあんない」に掲載して周知するのが難しいものです。

今後は、本市HPや「横浜市障害福祉のあんないアプリ」などを活用した情報提供を検討していきます。

令和5年度  
年間  
300件

横浜市からのお知らせ

# 家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため  
転倒防止器具の取付けを無料代行します。  
(器具代は申請者のご負担となります。)

## 対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

## 注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0  
0 0 3



横浜市中央区北仲通四丁目40  
商工中金横浜ビル5階  
一般社団法人  
横浜市建築士事務所協会  
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

## 申込方法

### 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。  
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



### 申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時  
※8月14日から16日及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

#### 申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

#### 利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

#### 訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

#### 調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

#### 取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

## 家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

#### 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

#### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

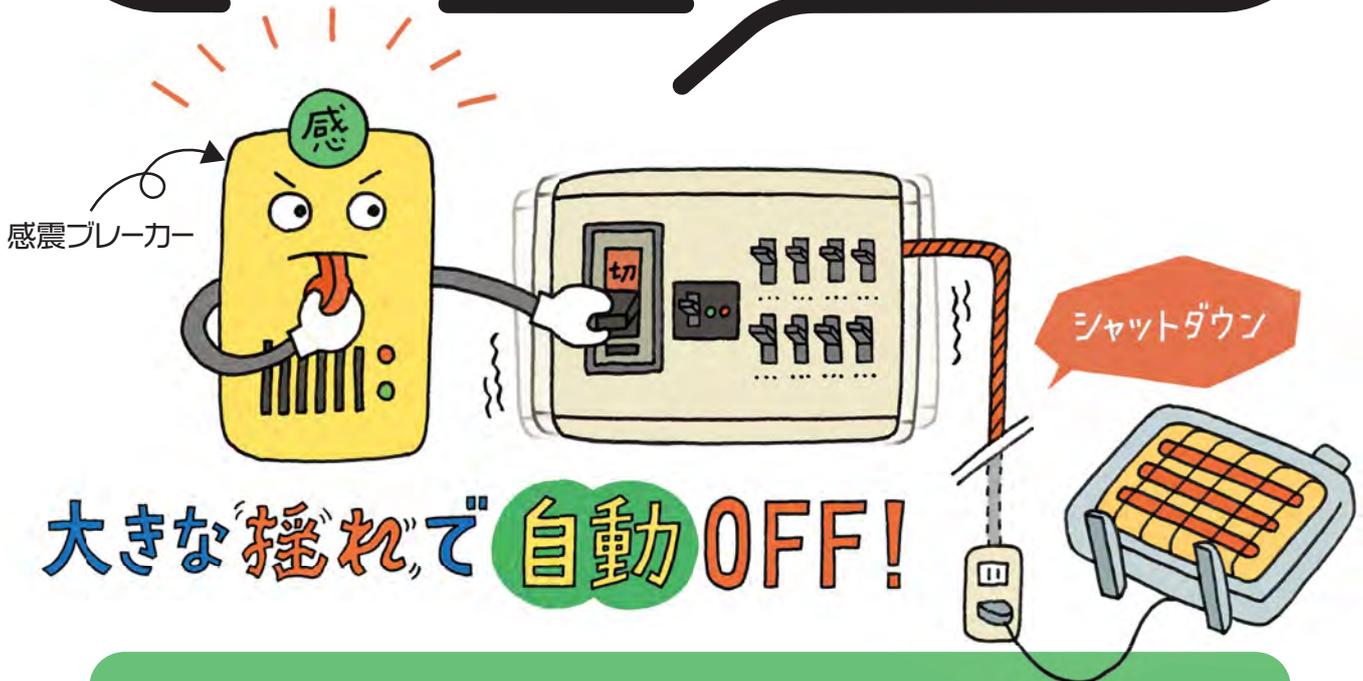
切り取り線

# 横浜市からのお知らせ

もうご自宅には付いていますか？



## 感震ブレーカーを設置して 地震火災の発生を抑えましょう！



### 感震ブレーカー とは

地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。  
※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

## 地震火災の危険性が高い地域に お住まいの方は

2ページでご確認!▶

先着800件

器具代金の一部を横浜市が負担します！

▼うち

先着200件

同居者全員が65歳以上で  
ある等の要件を満たす世帯に 取付けをサポートします

このパンフレット(または本市の電子申請)でお申し込みいただけます。



ご自宅に感震ブレーカーは  
設置されていますか？



ご自宅の状況によって  
適したタイプが異なります！

POINT  
1

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。\*

焼失棟数 **77,700** 棟

(横浜市の建物棟数の約1割弱)

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型 関東地震、冬場の18時に発生と想定。



POINT  
2

地震火災の6割以上は「電気」が原因\*です。



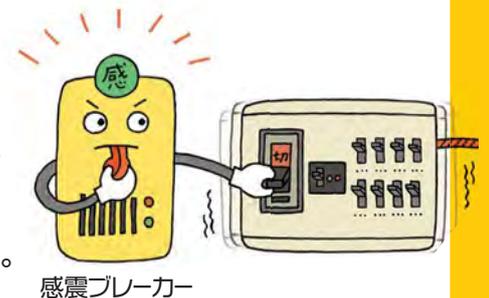
※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

POINT  
3

地震火災の発生を抑えるのに、「感震ブレーカー」が役立ちます。

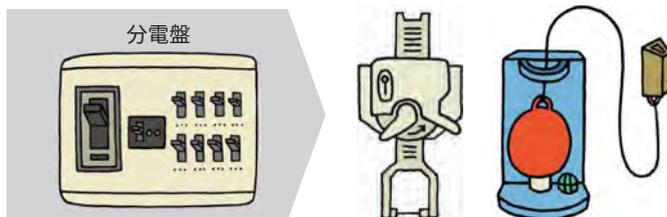
感震ブレーカーとは、地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災(電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する通電火災)の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。



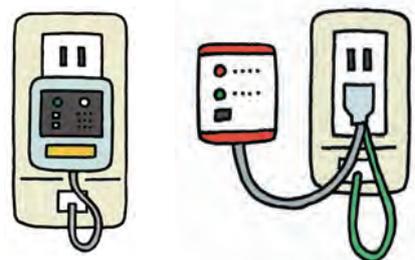
ご自宅に、感震ブレーカーが付いているか確認してみましょう。

➤ 分電盤の近くにこのような器具は付いていますか?



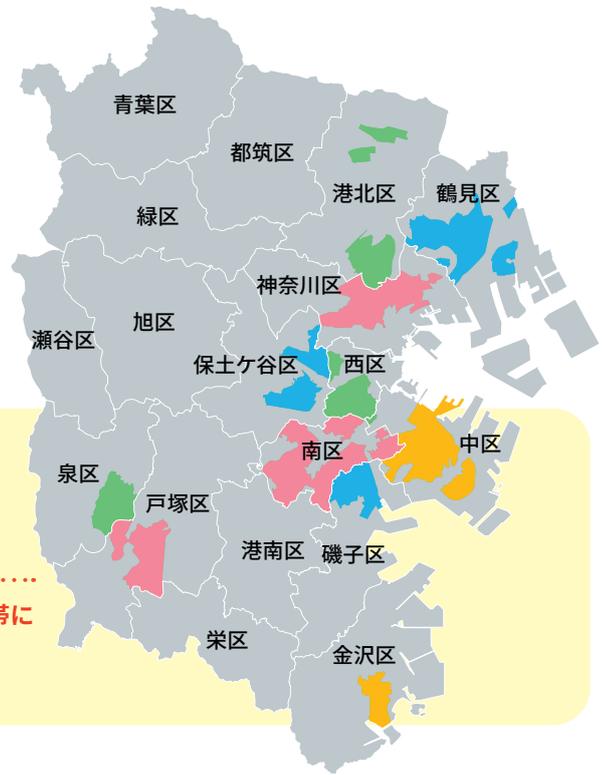
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカー機能が内蔵されているものもあります。

➤ このような器具がついているコンセントはありますか?



付いていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください!

**地震火災の危険性が高い地域に  
お住まいの方を対象に  
感震ブレーカー(簡易タイプ)の  
器具代金や取付けをサポートします。**



先着800件

**器具代金の一部を  
横浜市が負担します!**

▼うち

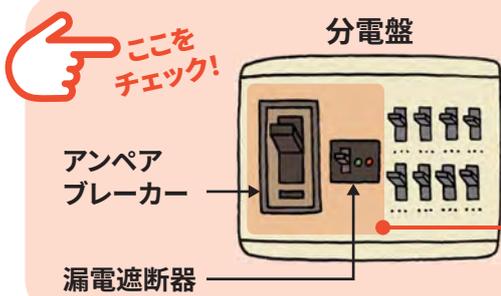
先着200件

同居者全員が65歳以上である等の要件を満たす世帯に  
**取付けをサポートします**

**対象地域** 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域。

<p>● 泉区</p> <p>白百合1~3丁目 中田北2,3丁目 中田西2~4丁目 中田東1~4丁目 中田南1~5丁目</p> <p>● 磯子区</p> <p>磯子1,2,8丁目 岡村1~7丁目 滝頭1~3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山1,2丁目</p> <p>● 神奈川区</p> <p>旭ヶ丘 入江2丁目 浦島丘 浦島町 大口通 大口仲町 神之木台 神大寺1,4丁目 栗田谷 子安通1丁目 斎藤分町 白幡上町 白幡町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 立町 中丸 七島町</p>	<p>西大口 西神奈川2,3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1~5丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋1~6丁目</p> <p>● 金沢区</p> <p>金沢町 洲崎町 泥亀2丁目 寺前1,2丁目 西柴3丁目 平潟町 町屋町 谷津町</p> <p>● 港北区</p> <p>菊名1丁目 篠原台町 篠原町 篠原西町 篠原東1~3丁目 新吉田東5,6丁目 高田東1,4丁目 綱島西5丁目 仲手原2丁目 錦が丘 日吉本町4丁目 富士塚1,2丁目</p>	<p>● 鶴見区</p> <p>市場上町 市場西中町 市場東中町 潮田町1,2丁目 小野町 岸谷1~4丁目 北寺尾1,2,5~7丁目 汐入町1丁目 下野谷町1~4丁目 下末吉1,4丁目 諏訪坂 佃野町 鶴見1,2丁目 寺谷1,2丁目 豊岡町 仲通1丁目 馬場1~7丁目 東寺尾3,6丁目 東寺尾北台 東寺尾中台 東寺尾東台 本町通1~3丁目 向井町1,2丁目</p> <p>● 戸塚区</p> <p>汲沢1,3~8丁目 戸塚町</p> <p>● 中区</p> <p>赤門町1丁目 池袋 石川町1~5丁目 上野町1~4丁目 打越 大芝台 大平町 柏葉</p>	<p>北方町1,2丁目 鷺山 諏訪町 滝之上 竹之丸 立野 千代崎町1~4丁目 寺久保 仲尾台 西竹之丸 西之谷町 初音町1~3丁目 英町 日ノ出町2丁目 本郷町1~3丁目 本牧荒井 本牧大里町 本牧三之谷 本牧町1,2丁目 本牧原 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 本牧元町 豆口台 簗沢 妙香寺台 麦田町1~4丁目 元町1~5丁目 矢口台 山下町 山手町 大和町1,2丁目 山元町1~4丁目</p>	<p>● 西区</p> <p>赤門町2丁目 東ヶ丘 伊勢町1~3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 御所山町 境之谷 浅間台 浅間町2~5丁目 中央1,2丁目 戸部本町 西戸部町1~3丁目 西前町2,3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1,2丁目 元久保町</p> <p>● 保土ヶ谷区</p> <p>岩崎町 岡沢町 霞台 帷子町1,2丁目 鎌谷町 神戸町 桜ヶ丘1,2丁目 月見台 初音ヶ丘 星川1丁目 峰岡町1~3丁目 宮田町1~3丁目 和田2丁目</p>	<p>● 南区</p> <p>井土ヶ谷上町 浦舟町1丁目 永楽町1丁目 榎町1,2丁目 大岡1~5丁目 庚台 唐沢 共進町1~3丁目 山谷 清水ヶ丘 白妙町1,2丁目 高根町1丁目 通町4丁目 中里1~4丁目 永田北1~3丁目 永田山王台 永田東1,2丁目 永田南1,2丁目 中村町1~3丁目 西中町4丁目 八幡町 東蒔田町 伏見町 平楽 別所2~5丁目 別所中里台 堀ノ内町1,2丁目 蒔田町 真金町1,2丁目 南太田1丁目 三春台 宮元町3丁目 六ツ川1,2丁目 睦町1,2丁目 若宮町1~4丁目</p>
---	--	--	---	---	--

# ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー(簡易タイプ)は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか?
- 漏電遮断器が付いているかどうか?
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか?
- コンセントにアース端子があるかどうか?

## 設置できないケース

以下のような場合には設置できないことがありますので注意が必要です。

● 詳しくは4~6ページをご覧ください →



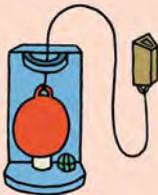
### バネ式／電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

- すべて
    - ブレーカースイッチの真上または真下に7cm以上の空きスペースがない。
  - ✗ **ピオマ**
    - 分電盤の周辺にセンサーを壁付けするスペースがない。
  - ✗ **ヤモリ**
    - 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない。
- 
- すべて
    - 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない(ヤモリ、まもれーる・感震くんについては×)。※1
    - 器具の貼り付け面とブレーカースイッチの間に段差がある。※2

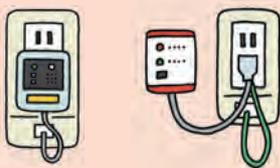
### おもり玉式



揺れを感知するとおもり玉が落下してブレーカーのスイッチを落とします。

- ✗ **下記のいずれかに該当する**
  - 分電盤の真下におもり玉が落ちる20cm以上の空きスペースがない。
  - ブレーカースイッチが固い。
- △ ● 分電盤にふたが付いており、ブレーカースイッチが完全に見えない。※1

### コンセント差込式

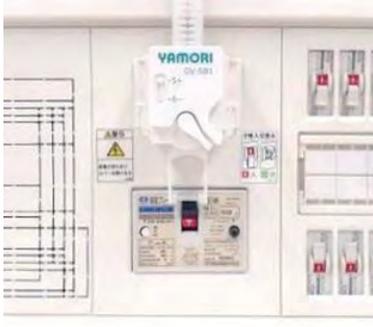


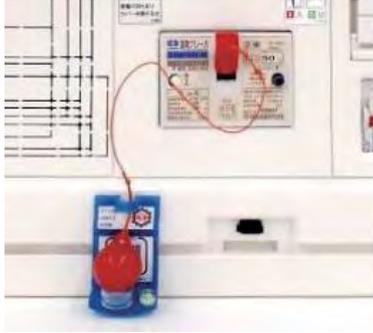
コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

- ✗ **下記のいずれかに該当する**
  - 分電盤に「漏電遮断器」が付いていない。
  - アース付または3端子コンセントがない、もしくは空きがない。
  - コンセントの周辺にセンサーを壁付けするスペースがない(「震太郎」については壁付けスペース不要)。

※1：原則、いずれの器具もふたやカバーを**完全に閉めた状態**で設置はできません。ふた付きの分電盤に対応している器具もありますが、ひもやコードを通すための隙間が必要となります。

※2：△の器具は地面と垂直に設置する必要があります。分電盤の構造上、器具の貼り付け面とブレーカーのスイッチの間に段差がある場合は取付けができない可能性があります。

種類	バネ式		
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	パワーヤモリセット
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦145×横66×奥行き55	メーカーのホームページでご確認ください。	
メーカー名 (問合せ先)	(株)リンテック21 TEL : 03-5798-7801		
自己負担額 ※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。	<b>1,580円</b> (送料・税込)	<b>2,650円</b> (送料・税込)	<b>5,900円</b> (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体を地面と垂直に設置</li> <li>・付属バンドで位置を調整</li> <li>・ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体を地面と垂直に設置</li> <li>・付属バンドで位置を調整</li> <li>・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である)</li> <li>・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量が大きい分電盤(目安: 75A以上)やスイッチが固いものに適応</li> <li>・本体を地面と垂直に設置</li> <li>・付属バンドで位置を調整</li> <li>・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可</li> </ul>

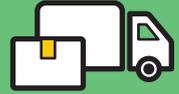
種類	電池式	おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ピオマ	スイッチ断ボールIII	震太郎
写真			
正面からの寸法 (mm)	本体:縦87×横62×奥行き47 遮断部:縦67×横67×奥行き31	縦58×横34×奥行き28	縦90×横62×奥行き32
メーカー名 (問合せ先)	(株)生方製作所 TEL: 0120-279-170	(株)エヌ・アイ・ピー TEL: 03-3823-6220	大和電器(株) TEL: 03-3714-9331
自己負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。</small>	<b>9,000円</b> (送料・税込)	<b>1,580円</b> (送料・税込)	<b>7,900円</b> (送料・税込)
スイッチの遮断方法	感震器が揺れを感知し、遮断器が反応して遮断	地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏電が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	感震器と遮断器の2部品。感震器は本体ホルダーに入れてアンカーボルトで分電盤の外に壁付けする。遮断器は両面テープでスイッチに設置する。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。付属品のひもが付いたキャップをスイッチにかぶせる。	3端子コンセント(三つ穴式コンセント)に差込む。または、アース線を接続しコンセントに差込む。
遮断までの時間	揺れを感知してから3分後	揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>感震器を分電盤近くに壁付け、遮断器を分電盤に取付けできること</li> <li>器具が傾かないように設置</li> <li>ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペース(約20cm)があること</li> <li>本体を地面と垂直に設置</li> <li>ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動</li> <li>アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要</li> <li>100Vのコンセントに差し込む。</li> <li>適応主幹ブレーカー定格感度電流30mA以下</li> </ul>

種類	コンセント差込式		
製品名	地震みはりロボ	一発遮断	Ki感震センサー (アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真			
正面からの寸法 (mm)	縦135×横76×奥行き35	縦56×横74×奥行き36	縦111×横30×奥行き45
メーカー名 (問合せ先)	(株)ケーティーコンセプト 販売代理店 (株)サルバ TEL : 045-228-5487	多摩岡産業(株) TEL : 042-361-6585	ケー・アイ技術(株) TEL : 0598-20-8511
自己負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を助成した後の金額となります。</small>	<b>23,000円</b> (送料・税込)	<b>3,200円</b> (送料・税込)	<b>3,920円</b> (送料・税込)
スイッチの遮断方法	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断		
取付け方	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。		器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。 または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	揺れを感知してから3分後	揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動</li> <li>・壁付けするためのスペースが必要</li> <li>・壁へのネジ止めが必要</li> <li>・アース線との接続が必要</li> <li>・100Vのコンセントに差込み</li> <li>・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動</li> <li>・壁付けするためのスペースが必要</li> <li>・壁へのネジ止めが必要</li> <li>・アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要</li> <li>・アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択</li> <li>・100Vのコンセントに差込み</li> <li>・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下</li> </ul>

助成制度  
1

## 感震ブレーカー簡易タイプの配送

横浜市が感震ブレーカーの器具代金を一部負担します。



対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」 (4～6ページの器具)
申請要件	2ページに記載の対象町丁目にお住まいの世帯の方
自己負担額	4～6ページにてご確認ください。 ※横浜市が、器具代金の一部を助成した後の金額となります。
助成件数	800個 (先着順、助成制度2の件数を含む)
申請期間	令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水) (申請個数が800個に達した時点でも終了)

助成制度  
2

## 感震ブレーカー簡易タイプの取付代行

助成制度1を申請頂いた方のうち、下記の要件を満たす世帯のみです。



申請要件	<b>同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること</b> ア. 65歳以上 イ. 身体障害者手帳の交付を受けている ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている カ. 中学生以下 <small>※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。</small>
助成件数	200個 (先着順)
申請期間	令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水) (申請個数が200個に達した時点でも終了)

**相談・申込先** ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1

TEL:045-714-0929 FAX:045-714-0921

※ 機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。  
訪問による相談も承ります。(先着400名まで)

**申込方法**

**郵送・FAX申込の場合**

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し横浜市防火防災協会へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：045-714-0921へ送信

**電子申請の場合**

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

**申込後の流れ** ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

**申込**

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。

助成制度  
1

**配送の場合**

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレイカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。
- 支払い後に、同封されている横浜市長印付の通知書をご確認ください。
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※**配送後に器具の返品や返金はできません。**

助成制度  
2

**取付代行の場合**

- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、横浜市防火防災協会の担当者が連絡いたします。

**取付訪問**

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。

## 注意事項

● 助成対象の感震ブレーカーは、すべての分電盤に対応可能ではありません。  
分電盤の種類によって設置が困難なことや3～6ページの内容に当てはまらない場合があります。  
判断が難しい場合は、各メーカーや公益社団法人 横浜市防火防災協会へお問い合わせください。

- 助成制度 1 配送を申請した場合は、感震ブレーカーを自己の責任で取付けしてください。
- 本事業のもと取付けした感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付け後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市及び取付事業者は、一切責任を負いません。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は、自己の責任でお願いいたします。
- 商品の在庫状況により配送・取付けの遅延、または売り切れによる別商品のご案内をする場合があります。
- 公益社団法人 横浜市防火防災協会が調査訪問に伺う際は、利用申請書とは別に調査票をご記入いただきます。

● 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はありません。

- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用いただいた方はお申込できません。また、工場や事業者、空き家や空きアパート等自らが居住していない建物は対象外です。
- 夜間に地震が発生した場合に照明が消えることで、屋外への迅速かつ安全な避難の妨げになることも考えられるため、非常灯等を準備しましょう。
- 本助成事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。適正に履行されない場合は、器具の返還をしていただくことがございます。  
また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 賃貸でお住まいの方は、原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、お申込みをしてください。

● 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。

- 発災したのちに復電をする際、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度安全確認を行い、原因がわからない場合は電気の使用を見合わせる必要があります。
- 感震ブレーカーは定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行いましょう。

感震ブレーカー等設置推進事業に関するお問合せ ● 横浜市総務局危機管理室地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

● TEL: 045-671-3456 ● E-mail: so-chiikibousai@city.yokohama.jp

- 横浜市で従来から実施している自治会・町内会を対象とした、「感震ブレーカー等設置推進補助事業」(対象地域内を区域に含む自治会・町内会に対する器具代等の一部補助)もございます。  
詳しくは、上記TELまでお問い合わせください。
- 西区、南区では自治会・町内会単位で取りまとめて申請を行った場合、さらにお安くご購入できる場合があります。詳しくは、各区総務課(防災担当)までお問い合わせください。

その他、横浜市では家具転倒防止器具の取付代行も実施しています。

申請要件などの詳細は

横浜市 家具転倒

で検索!!



# 利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)												
住所	〒 横浜市 区												
連絡先	(日中、連絡が取れる番号をお書き下さい)												
<b>1. 希望する助成制度（いずれか1つ、申請する助成制度の口を■に塗りつぶして下さい。）</b> <input type="checkbox"/> 器具助成（配送） <input type="checkbox"/> 器具助成（配送）＋器具取付（要件： <u>同居者全員</u> が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること）													
<b>2. 希望する感震ブレーカー（いずれか1つ、希望する製品の口を■に塗りつぶして下さい。）</b> <table><tr><td><input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・1,580円</td><td><input type="checkbox"/> 地震みはりロボ・・・・・・・・・・23,000円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・・・・・2,650円</td><td><input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ・3,920円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> パワーヤモリセット・・・・・・・・5,900円</td><td><input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ・3,920円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・・・・・・1,580円</td><td><input type="checkbox"/> 一発遮断・・・・・・・・・・3,200円</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> ピオマ・・・・・・・・・・9,000円</td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 震太郎・・・・・・・・・・7,900円</td><td></td></tr></table>		<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 地震みはりロボ・・・・・・・・・・23,000円	<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・・・・・2,650円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ・3,920円	<input type="checkbox"/> パワーヤモリセット・・・・・・・・5,900円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ・3,920円	<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 一発遮断・・・・・・・・・・3,200円	<input type="checkbox"/> ピオマ・・・・・・・・・・9,000円		<input type="checkbox"/> 震太郎・・・・・・・・・・7,900円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 地震みはりロボ・・・・・・・・・・23,000円												
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・・・・・2,650円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ・3,920円												
<input type="checkbox"/> パワーヤモリセット・・・・・・・・5,900円	<input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ・3,920円												
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・・・・・・1,580円	<input type="checkbox"/> 一発遮断・・・・・・・・・・3,200円												
<input type="checkbox"/> ピオマ・・・・・・・・・・9,000円													
<input type="checkbox"/> 震太郎・・・・・・・・・・7,900円													
<b>3. 同意事項（同意の上、「はい」に○を付けてください。） → はい</b> 申請にあたり、下記の同意事項に同意します。 ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電時に使用するバッテリーを備えています）。 ・現状回復義務の観点から、貸主等との相談や了承を得ています。（賃貸にお住まいの方のみ） ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。													

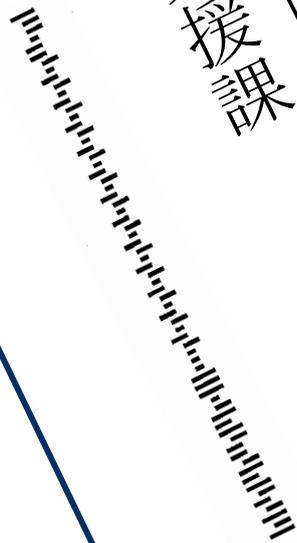
↓ 折り線①

2328790



2024年3月  
31日まで  
(切手不要)

横浜市南区別所一丁目15番1号 B M L 横浜ビル 2階  
公益社団法人  
横浜市防災協会  
防災支援課  
行



→ 折り線④

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

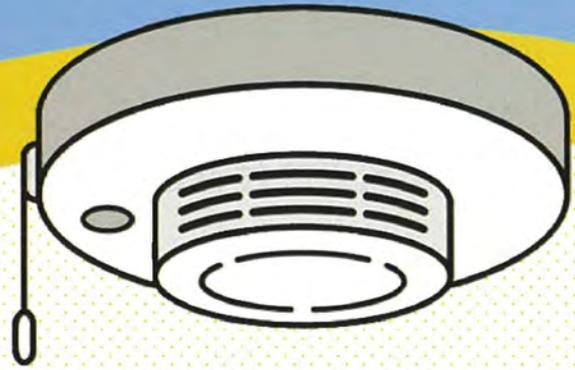
最後にセロテープでここをしつかり止めてください。



横浜市消防局  
YOKOHAMA FIRE BUREAU



神奈川県民のための  
火災共済



# 住宅用火災警報器の 設置 点検 していますか？

住宅用火災警報器は、古くなると、部品の劣化や、電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

本体交換の目安は約**10**年です。  
定期的な点検と交換をお願いします。

## 点検方法

ボタンを押す 又は ひもを引く



正常を知らせる音声や  
警報音が鳴ればOK！



ほこりが付くと火災を感知しにくくなります。  
点検時に乾いた布でふき取るなどし、いざというときに備えましょう。

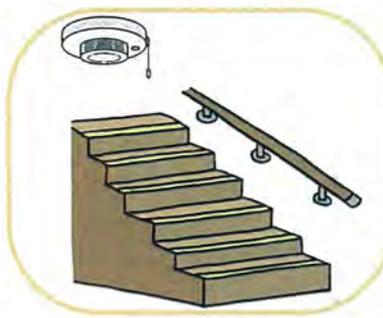
住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクを減少させることができます。

## 設置場所

横浜市火災予防条例により、寝室、階段(寝室が2階以上の場合)及び台所に設置が必要です。



寝室



階段



台所

取付けが困難な方を対象に、支援を行っています。詳しくはお近くの消防署までお問い合わせください！



## 【ご相談窓口(電話・FAX共通)】

鶴見消防署	503-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	青葉消防署	974-0119
神奈川消防署	316-0119	旭消防署	951-0119	都筑消防署	945-0119
西消防署	313-0119	磯子消防署	753-0119	戸塚消防署	881-0119
中消防署	251-0119	金沢消防署	781-0119	栄消防署	892-0119
南消防署	253-0119	港北消防署	546-0119	泉消防署	801-0119
港南消防署	844-0119	緑消防署	932-0119	瀬谷消防署	362-0119

## ～消防局からのお知らせ～

よこはま防災  
e-パーク

火事やけがの予防対策、地震・風水害への備えについて、さらに詳しく学びたい方はこちらをチェック！

「よこはま防災e-パーク」で検索していただくか、右の二次元コードからアクセスできます。

二次元コード



## 神奈川県民のための 火災共済

組合員の皆さまが火災等に遭った時、互いに助け合う制度です。

横浜市民共済生活協同組合  
横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階

0120-073-203

詳しい資料請求はこちら！

WEBから見積シミュレーション&申込み



広告

戸建て等非耐火専用住宅の場合 建物1,000万円の保障で

年額

8,000円

※上記は掛金の一例です。詳細はお問合せください。※新規加入の際、出資金100円をお預かりいたします。



# 防災・耐震 ベッド・シェルター

地震による  
倒壊から  
身を守る!

設置費用の一部を補助します。

※補助を受けるには、必要な条件や手続きがあります(裏面参照)。  
※対象となる「防災ベッド」・「耐震シェルター」は別紙を参照してください。

## 防災ベッド



本体費用について上限  
**10万円**

### 防災ベッドとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して就寝していただくため、ベッドにフレーム等を設置するものです。

## 耐震シェルター



本体費用について上限  
**30万円**

### 耐震シェルターとは…

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活していただくため、住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することにより安全な空間(一時的な避難場所)を作るものです。

住宅の耐震改修や建て替えよりも費用が安価で、  
設置の期間も短くなります。

問合せ・申請書等提出先 横浜市建築局建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

☎ 045-671-2930 FAX 045-663-3255

令和4年4月発行

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 補助を受けるには…

防災ベッドや耐震シェルターを設置する費用の一部について補助を受けるには次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 昭和56年5月以前に建てられた2階建て以下の木造住宅
2. 申請者が実際にお住いの住宅
3. 住宅の1階に防災ベッド、耐震シェルターを設置できる住宅
4. 申請者に市税の滞納等がないこと

- ※今までに防災ベッド、耐震シェルターを設置して横浜市の補助を受けたことがある場合は、新たに補助を受けられない場合がありますので、ご相談ください。
- ※横浜市の補助を受けて耐震改修済の住宅には設置できません。
- ※申請者は個人の方(個人事業主を除く)に限ります。

## 補助を受けるための申請手続きは…

設置業者との契約の前に申請書や住民票等を提出(郵送可)していただき、横浜市からの補助金交付決定通知を受ける必要があります。

1. 補助金交付申請書
2. 同意書 (税金の滞納調査のため)
3. 住民票の写し (原本)
4. 家屋課税台帳登録事項証明書※1 (物件証明)  
または、建物の登記事項証明書※2の原本
  - ※1 お住いの区役所で取得できます。【共有の場合は「家屋共有者氏名表」も併せて必要】
  - ※2 法務局で取得できます。
5. 防災ベッドやシェルターの設置場所の写真
6. 防災ベッドやシェルターの見積書のコピー
7. 住宅所有者の防災ベッド等設置承諾書  
(住宅が申請者の自己所有でないか、申請者の他に共有者がいる場合のみ)
8. 本人確認資料 (運転免許証、健康保険証などのコピー)

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業  
補助対象製品リスト

令和5年11月版

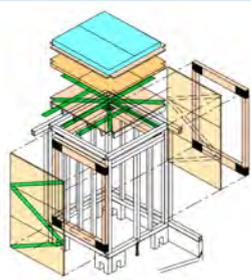
別紙

<p>〇〇ベッド ××株式会社</p> 	<p>TEL <a href="tel:0544-58-8336">△△△-△△△-△△△△</a> URL <a href="https://www.ns-kougyo.co.jp/">https://www.ns-kougyo.co.jp/</a> 本体費用：〇〇万円 〇〇が特徴の防災ベッドです。 〇日程度で設置可能です。 ※各欄に記載の金額は目安です。 詳細は各メーカーに直接お問合せください。</p>	<p>防災ベッド標準型BB-002 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL <a href="https://www.ns-kougyo.co.jp/">https://www.ns-kougyo.co.jp/</a> 本体費用：40万円(税別) アーチ状のフレームが特徴の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>
<p>介護用防災フレーム 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL <a href="https://www.ns-kougyo.co.jp/">https://www.ns-kougyo.co.jp/</a> ※価格はお問合わせください 介護ベッド専用の防災ベッドです。 2時間程度で設置可能です。</p>	<p>安心防災ベッド枠B フジワラ産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 06-6586-3388 URL <a href="http://www.fj-l.co.jp">www.fj-l.co.jp</a> 本体費用：38万円(税抜) 耐荷重：16t 搬入設置費、消費税等は別途 ・鋼鉄製のフレームで寝ている人の身を家屋の倒壊から守る。 ・半日程度で設置可能です。</p>
<p>ウッド・ラック (WOOD-LUCK) 新光産業株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 03-6810-7900 URL <a href="http://www.shinkosangyo-as.com/woodluck/">www.shinkosangyo-as.com/woodluck/</a> ●価格の目安：55万円～ ●ひのきが特徴の防災ベッドです。 ●半日程度で設置可能です。</p>	<p>耐震小型シェルター「構-kamae-」 テーブルタイプ 関西ボラコン株式会社</p> 	<p>ベッド</p> <p>TEL 0120-013-131 URL <a href="http://ansin-bousai.com">ansin-bousai.com</a> 本体費用：41万7千円 耐荷重：94.7トン～ 家屋の倒壊時にも、安全な三角スポットを確保するための防災ベッドです。</p>
<p>耐震和空間 株式会社ニッケン鋼業</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0544-58-8336 URL <a href="https://www.ns-kougyo.co.jp/">https://www.ns-kougyo.co.jp/</a> ※価格はお問合わせください 4方向に開口があり、様々な空間として活用できます。 3時間程度で設置可能です。</p>	<p>減災寝室 有限会社扇光</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-57-2535 URL <a href="http://www.senko-jp.com">www.senko-jp.com</a> 本体費用：65万円(桧節有・税別) 天然木材で作成したあたたかみのある耐震シェルターです。 1日で設置可能です。</p>
<p>木質耐震シェルター 株式会社一条工務店</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-422-231 URL <a href="http://www.ichijo.co.jp/news/shelter/">www.ichijo.co.jp/news/shelter/</a> 本体価格：45万1千円～(税込、施工費込み) 「大地震の発生で建物が倒壊しても、人命だけは守りたい」既存の住まいに手を加えることなく設置可能な耐震シェルター。建物倒壊実験でその安全性を実証しています。2017ジャパンレジリエンスアワード強靱化大賞優秀賞受賞をはじめ、各方面から高い評価を受けています。</p>	<p>レスキュールーム 有限会社ヤマニヤマショウ</p> 	<p>シェルター</p> <p>TEL 0120-88-2420 URL <a href="http://shelter-rescueroom.com/">shelter-rescueroom.com/</a> 6面体鉄骨造りのシェルターで安心安全/基礎から作るので安心して頂けます。</p>

ベッドの製品は、1台につき補助上限額10万円（世帯の人数分まで申請可能）

シェルターの製品は、1台につき補助上限額30万円（1軒につき1台のみ）

※補助対象となるのは、防災ベッドか耐震シェルターどちらか一方のみです。併用はできません。

<p><b>鋼耐震</b> 株式会社東武防災建設</p> <p>TEL 048-970-3530 URL <a href="http://www.tobubousai.co.jp">www.tobubousai.co.jp</a></p> <p>概算工事費6帖 280万円(税込) 静岡県・兵庫県の耐震コンペにて優秀賞を受賞した商品です。 セミオーダーで部屋に合わせて制作可能・短工期・引越し不要です。</p> 	<p><b>剛建</b> 有限会社宮田鉄工</p> <p>TEL 0587-37-1569 URL <a href="http://taishin-shelter.co.jp/">taishin-shelter.co.jp/</a></p> <p>設置費用：46万円（税別） ※床工事、運送費、クロス貼り等は別途かかります ※本体設置は1日で施工できます</p> 
<p><b>シェルキューブR</b> 株式会社デリス建築研究所</p> <p>TEL 0800-100-1113 URL <a href="http://www.delis-archi.co.jp/shell-cube/">www.delis-archi.co.jp/shell-cube/</a></p> <p>本体費用：110万円（6帖タイプ）部屋に置くだけで安全な場所を確保する床置き型の耐震シェルターです。基礎工事や内装工事の必要がなく1日で設置。実物大の試験により87トンの垂直荷重性能を確認しております。</p> 	<p><b>シェルターユニットバス（UB）</b> J建築システム株式会社</p> <p>TEL 011-573-7779 URL <a href="http://www.j-kenchiku.co.jp">www.j-kenchiku.co.jp</a></p> <p>シェルター部材価格：約40万円 （浴室1坪の場合、ユニットバス除く、解体・設置工事別途） ユニットバス替りに併せてお風呂廻りをシェルター化します。大地震時に逃げ込む避難場所を確保し安全安心な暮らしを。</p> 
<p><b>耐震健康シェルター「命守（いのちもり）」</b> 株式会社青ヒバの会ネットワーク</p> <p>TEL 03-3491-7847 URL <a href="mailto:info@aohiba.net">info@aohiba.net</a></p> <p>本体及び施工費：98万円 国産材に包まれた空間 テレワークに便利な個室にも。</p> 	<p><b>耐震ルームシェルター「ウッド・ラック」ひのき庵</b> 新光産業株式会社</p> <p>TEL 03-6810-7900 URL <a href="http://www.shinkosangyo-as.com/hinokian/">www.shinkosangyo-as.com/hinokian/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●価格の目安：130万円～</li> <li>●ひのきが特徴のルームシェルターです。</li> <li>●1日程度で設置可能です。</li> </ul> 
<p><b>パネル式耐震シェルター</b> SUS株式会社</p> <p>TEL 03-5652-2393 URL <a href="http://www.sus.co.jp/ecomis/">www.sus.co.jp/ecomis/</a></p> <p>サンドイッチパネルで構成し、四方を開口設置出来、人命を守ります。軽量で短工期で施工できます。6㎡で約120万～（工事含む）</p> 	<p><b>つみっくブロックシェルター</b> 株式会社つみっく</p> <p>TEL 0852-28-3178 URL <a href="http://www.tsumic.com">www.tsumic.com</a></p> <p>設置費用：42万円～ 木製ブロックを組み立て、半日程度で設置可。お部屋に合わせ広さ、開口位置等、自由な設計ができます。施工代理店あり。</p> 
<p><b>まもルーム</b> 株式会社カラフルコンテナ</p> <p>TEL 0587-51-1236 URL <a href="http://www.colofulcontainer.com">www.colofulcontainer.com</a></p> <p>海上輸送用コンテナの強度の特徴を生かした組立式シェルターだから大開口の間口が取れる。組立時間は半日～。税別本体費：6帖 88万円 8帖:100万円</p> 	<p><b>木質耐震シェルター 70K</b> 一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会</p> <p>TEL 03-6872-5790 URL <a href="http://www.taishin100.or.jp/technology/70k">www.taishin100.or.jp/technology/70k</a></p> <p>本体価格：55万円～（税別、4.5畳タイプ）※設置費、運搬費は別途 木質ラーメン構法(SE構法)の技術を用いた耐震シェルター。「家の中につくる避難所」をコンセプトに開発。実大の構造実験と解析により、安全性を検証しています。</p> 

# 令和5年度 個別避難計画作成の取組について

## (横浜市災害時要援護者支援事業)

### 1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、

支援する人や避難先等の情報を記載した計画で、作成には本人の同意

が必要です。

### 2 取組の背景

近年の風水害における全体の死者のうち、令和元年度台風第19号では

約65%、令和2年7月豪雨では約79%が65歳以上の高齢者でした。また、

障害のある方についても、被害にあった事例が多くありました。

これを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難

計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

#### 【作成のポイント】

○ケアマネジャー、計画相談員等（以下「福祉専門職等」という。）の協力に

よる作成を推奨

○優先度（洪水浸水想定区域等、当事者本人の心身の状況、独居等の

居住実態など）が高いと判断する者について、地域の実情を踏まえなが

ら、<sup>ほうかいせい</sup>法改正（<sup>れいわ</sup>令和3年<sup>ねん</sup>5月<sup>がつ</sup>）から<sup>ねんていど</sup>おおむね5年程度で<sup>さくせい</sup>作成に<sup>と</sup>取り組むこと  
（<sup>ないかくふはっこう</sup>内閣府発行「<sup>ひなんこうどうようしえんしゃ</sup>避難行動要支援者の<sup>ひなんこうどうしえん</sup>避難行動支援<sup>かん</sup>に関する<sup>とりくみししん</sup>取組指針」  
より）

### 3 <sup>れいわ</sup>令和5年度<sup>ねんど</sup>の<sup>とりくみ</sup>取組

<sup>さっこん</sup>昨今、<sup>だいきば</sup>大規模な<sup>ふうすいがい</sup>風水害の<sup>はっせいひんど</sup>発生頻度<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>上がっており、<sup>じしんたいさく</sup>これまで<sup>あ</sup>地震対策とし  
<sup>けんとう</sup>て<sup>けんとう</sup>検討されてきたこと<sup>くわ</sup>に加え、<sup>ふうすいがい</sup>風水害への<sup>たいさく</sup>対策も<sup>ひつよう</sup>必要<sup>しな</sup>となっています。市内で  
も、<sup>かせん</sup>河川や<sup>ちけい</sup>地形を<sup>ふ</sup>踏まえ、<sup>く</sup>そこに<sup>とく</sup>暮らす<sup>ひなん</sup>特に<sup>さい</sup>避難<sup>しえん</sup>をする<sup>ひつよう</sup>際に<sup>あ</sup>支援<sup>あ</sup>を<sup>あ</sup>必要と  
する<sup>かた</sup>方を<sup>しえん</sup>どのように<sup>けんとう</sup>支援<sup>あ</sup>していくか<sup>ひつよう</sup>検討<sup>あ</sup>していく<sup>あ</sup>必要<sup>あ</sup>があります。

そこで、<sup>ほんし</sup>本市では<sup>ふうすいがい</sup>風水害を<sup>そうてい</sup>想定<sup>あ</sup>して、<sup>こべつひなんけいかく</sup>個別<sup>さくせい</sup>避難<sup>あ</sup>計画<sup>あ</sup>を<sup>あ</sup>作成<sup>あ</sup>すること<sup>あ</sup>としまし  
た。<sup>さくねんど</sup>昨年度は<sup>いちぶちく</sup>一部<sup>じっし</sup>地区<sup>れいわ</sup>で<sup>ねんど</sup>モデル<sup>ちいき</sup>実施<sup>かくだい</sup>し、<sup>あ</sup>令和5年度<sup>あ</sup>は<sup>あ</sup>地域<sup>あ</sup>を<sup>あ</sup>拡大<sup>あ</sup>して<sup>あ</sup>取組  
<sup>すす</sup>を進<sup>あ</sup>めています。

#### (1) <sup>こべつひなんけいかく</sup>個別<sup>さくせいほうほう</sup>避難<sup>あ</sup>計画<sup>あ</sup>の<sup>あ</sup>作成<sup>あ</sup>方法<sup>あ</sup>

<sup>こうずいしんすい</sup>洪水<sup>い</sup>浸水<sup>い</sup>想定<sup>い</sup>区域<sup>い</sup>等に<sup>きょじゅう</sup>居住<sup>い</sup>する<sup>い</sup>災害<sup>い</sup>時<sup>い</sup>要<sup>い</sup>援<sup>い</sup>護<sup>い</sup>者<sup>い</sup>のうち、<sup>ようかいごどう</sup>要<sup>あ</sup>介<sup>あ</sup>護<sup>あ</sup>度<sup>あ</sup>等<sup>あ</sup>の  
<sup>しんたいじょうきょう</sup>身体<sup>あ</sup>状況<sup>あ</sup>などから<sup>ちゅうしゅつ</sup>抽出<sup>あ</sup>し、<sup>ふくしせんもんしよくどう</sup>福祉<sup>あ</sup>専門<sup>あ</sup>職<sup>あ</sup>等<sup>あ</sup>の<sup>きょうりよく</sup>協力<sup>あ</sup>により、<sup>じょうきょうかくにん</sup>状況<sup>あ</sup>確認<sup>あ</sup>と<sup>さくせい</sup>作成<sup>あ</sup>  
<sup>はたら</sup>の<sup>あ</sup>働<sup>あ</sup>き<sup>あ</sup>かけ<sup>あ</sup>を<sup>あ</sup>平行<sup>あ</sup>して<sup>あ</sup>行<sup>あ</sup>います。

## こべつひなんけいかくさくせいなが <個別避難計画作成の流れ>

### たいしょうしゃちゅうしゅつ ①対象者抽出

ハザード、<sup>しんたい</sup>身体、<sup>せたいじょうきょうとう</sup>世帯状況等から<sup>たいしょうしゃ</sup>対象者を<sup>ちゅうしゅつ</sup>抽出

### どういかくにん ②同意確認

①で<sup>ちゅうしゅつ</sup>抽出した<sup>たいしょうしゃ</sup>対象者に「<sup>どういかくにんしよ</sup>同意確認書」を<sup>そうふ</sup>送付し、<sup>けいかく</sup>計画の<sup>さくせい</sup>作成に

ついて<sup>ほんにんどうい</sup>本人同意を<sup>かくにん</sup>確認

### ふくしせんもんしよく けいかく さくせい ③福祉専門職による計画の作成

<sup>ゆうせんどう</sup>優先度の<sup>たか</sup>高い<sup>たいしょうしゃ</sup>対象者から、<sup>ふくしせんもんしよく</sup>福祉専門職により<sup>けいかく</sup>計画を<sup>さくせい</sup>作成し、<sup>よこはまし</sup>横浜市

に<sup>ていしゅつ</sup>提出。必要に応じて、<sup>たいしょうしゃ</sup>対象者を<sup>しえん</sup>支援する<sup>かんけいしゃ</sup>関係者で<sup>ひなんほうほう</sup>避難方法や<sup>いどう</sup>移動

<sup>しえんじ</sup>支援時の<sup>はいりょどう</sup>配慮等について<sup>けんとう</sup>検討するケース<sup>かいぎ</sup>会議を<sup>かいさい</sup>開催

## じっしちく (2)実施地区

つるみく みなみく ほどがやく こうほくく とつかく  
鶴見区、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区

※<sup>じっしちく</sup>実施地区は<sup>れいわ</sup>令和5年度の<sup>ねんど</sup>取組内容を<sup>とりくみないよう</sup>踏まえ<sup>ふ</sup>段階的に<sup>だんかいてき</sup>拡大して<sup>かくだい</sup>いきます。

## たいしょうしゃ (3)対象者

<sup>つぎ</sup>次の<sup>じょうけん</sup>条件をすべて<sup>み</sup>満たし、<sup>こじんじょうほうなど</sup>個人情報等の<sup>どういかくにん</sup>同意確認が<sup>と</sup>取れた<sup>かた</sup>方

① <sup>こうずいしんすい</sup>洪水浸水<sup>そうていくいき</sup>想定区域(想定最大規模)及び<sup>そうていさいだい</sup>即時避難<sup>およ</sup>指示<sup>そくじ</sup>避難<sup>し</sup>指示<sup>じ</sup>対象<sup>たいしょうくいき</sup>区域に

<sup>きょじゅう</sup>居住する方

② <sup>ようかいご</sup>要介護3、4、5いずれかの<sup>にんてい</sup>認定を<sup>う</sup>受けている<sup>かたまた</sup>方又は<sup>しんたいしょうがいしゃ</sup>身体障害者<sup>てちょう</sup>手帳

が<sup>こうふ</sup>交付され、<sup>しょうがいていどうきゅう</sup>障害程度等級が<sup>きゅう</sup>1級である<sup>かた</sup>方

③ <sup>どっきょどう</sup>独居等で<sup>しえんしゃ</sup>支援者が<sup>かた</sup>いない方

④ <sup>ひとり</sup>お一人で<sup>ひなんじょどう</sup>避難所等に<sup>いどう</sup>移動することが<sup>こんなん</sup>困難な<sup>かた</sup>方

#### 4 <sup>こんご</sup>今後のスケジュール

<sup>がつ</sup>9月 <sup>く</sup>5区の<sup>くれんかいどう</sup>区連会等で<sup>じっしほうこく</sup>実施報告

<sup>がつ</sup>10月～<sup>ふくしせんもんしよくどう</sup>福祉専門職等を<sup>たいしょう</sup>対象とした<sup>けんしゅう</sup>研修の<sup>じっし</sup>実施、<sup>たいしょうしゃ</sup>対象者へ<sup>どうい</sup>同意<sup>かくにんしょ</sup>確認書を

<sup>そうふ</sup>送付

<sup>がつ</sup>12月～<sup>がつ</sup>2月 <sup>こべつひなんけいかくさくせい</sup>個別避難計画作成